

令和5年 第3回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和5年9月11日 開会

令和5年9月15日 閉会

美 深 町 議 会

令和5年第3回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和5年9月11日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第28号の提案説明
- 第 7 議案第29号の提案説明
- 第 8 議案第30号 北海道市町村退職手当組合理約の変更について
- 第 9 議案第31号乃至議案第33号の提案説明
- 第10 認定第1号乃至認定第7号
- 第11 報告第3号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第12 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|--------------|----------------|
| 1番 木下 広 悠 君 | 2番 望 月 清 貴 君 |
| 3番 中 瀬 亮 太 君 | 4番 名 取 明 美 君 |
| 5番 蠣 崎 一 生 君 | 6番 田 中 真 奈 美 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9番 和 田 健 君 | 11番 南 和 博 君 |

◎欠席議員（1名）

- 10番 荒 川 賢 一 君

出席説明員

◎美深町

- 町 長 草 野 孝 治 君 副 町 長 川 端 秀 司 君

総務課長	中江勝規君	総務課上席主幹	小野勇二君
住民生活課長	桜木健一君	保健福祉課長	小林一仙君
農務課長	山崎義典君	建設水道課長	中林秀文君
会計管理者事務代理者	桜木健一君	総務グループ主幹	内山徹君
生活環境グループ主幹	川端健君	税務グループ主幹	中野浩史君
保健福祉グループ主幹	和田政則君	農業グループ主幹	前田直久君
建設林務グループ主幹	田畑尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	杉本力君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	竹田哲君
--------	------	------	------

◎議会事務局

事務局長	竹田哲君	事務局副主幹	服部満君
------	------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。本日10番 荒川議員から欠席の申し出があり、これを受理しております。只今の出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第3回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、9番 和田議員、1番 木下議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から29日までの19日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から29日までの19日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました陳情等について申し上げます。軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情、他4件は議会側議案に写しを添付しています。次に閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から提出の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書並びに議会の議決を経た工事契約の額を変更することについての専決処分書。教育長から提出の令和4年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書。代表監査委員から提出の令和5年7月、8月実施

の例月出納検査報告書は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは条例の一部改正2件、規約の変更1件、補正予算3件、決算の認定7件、合計13件です。議会側提出のものは委員会報告2件です。次に一般質問について申し上げます。一般質問通告者は望月議員をはじめ合計4名です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に一般質問の状況をインターネットに録画配信するため議場内を撮影しておりますのでご理解をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますのでこれを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。いよいよ9月に入り、本格的な収穫の秋を迎える時期となりました。本日、第3回定例会の開会にあたり冒頭、行政報告と致しまして8月上旬の大雨による災害と農作物の生育状況について、2点をご報告申し上げます。まず8月上旬、8月3日から6日及び8月9日の大雨による災害について行政報告を申し上げます。8月3日から7日にかけて日本海から延びる前線が北海道にかかりゆっくりと南下し、前線に向かって暖かく湿った空気が流入したため、大気の状態が不安定となり北海道地方の広い範囲で大雨となりました。美深町では8月3日から雨が降り始め、大雨のピークが過ぎた6日午後2時までの累計降水量が195ミリを記録いたしました。さらに、8月9日には小車地域を中心として60分の降水量43ミリを観測しております。この大雨により天塩川美深橋観測所の水位は8月6日に最大71.65メートルに達し、近年では平成26年の73.48メートル、平成28年の72.62メートルに続く水位となりました。この大雨による被害の状況につきましては、まず、町道・河川ではパンケ東2号道路において路面に亀裂が発生したほか、未舗装の町道において路盤洗堀及び河川や用排水路の土砂等流入に伴う流下能力低下による越流等の被害が多く発生しました。また町道美深歌登線起点から函岳山頂までの路盤などに被害を受け、8月11日に復旧し、冠水した天塩川左岸道路は8月15日に復旧しております。全体としては、軽微なものも含め町道17路線、河川・用排水路5本が被災し、議案第31号 一般会計補正予算の災害復旧費で3,300万円あまりの追加補正を提案しているところでございます。この被災箇所の復旧については、農作物収穫作業や森林作業等に影響する路線もあり、8月中旬より現行予算で応急的な対応をしております。最終的に10月下旬までに終える見込みとしており

ますが、路面に亀裂が発生したパンケ東2号道路については、本年度は測量設計等を実施し、現場保全の上、来年度復旧工事を予定してございます。水道施設では、恩根内浄水場において8月9日夜の小車観測所で観測された1時間当たり43ミリの降雨より報徳のオテレコッペ川が増水し、水源取水口に設置してあったフトン籠が損壊いたしました。また、辺溪地区にありますチョウザメ飼育研究施設におきましては、8月6日の大雨・洪水警報の発令により、北海道電力の仁宇布発電所が放流水の緊急停止を行ったことから、チョウザメ施設への水を確保するため、仁宇布川本流からポンプアップすることとなり、発電機及び水中ポンプを急遽設置し夜間における監視体制も整え、8月7日まで緊急的な対応を行ってきたところです。農業では、冠水により畑作物のうち、南瓜が6戸1.8ヘクタール、小豆1戸0.9ヘクタール他、アスパラ・キャベツ・スナップエンドウなど3戸で1ヘクタールの被害を受けています。今回の豪雨で、町としての対応状況は3日午後から河川の監視体制をとり、夜には一旦解除いたしましたが、5日の大雨警報により待機職員を配置し、午後1時過ぎにはオキキン川樋門を閉じ、ポンプによる排水作業にあるとともに、被害状況の調査と冠水した道路の通行止めを行ってきたところです。翌6日、午前8時45分には災害対策本部を設置し、対策本部会議を開催するとともに、第一非常配備体制をとり、引き続き被害状況の調査と冠水した道路の通行止めを行ってまいりました。午前9時39分には大雨警報は解除となりましたが、洪水警報は継続されており、特に天塩川やオキキン川など増水に伴って内水面の上昇を抑えるため、9線と西里の2箇所排水機場でポンプ稼働を行うとともに川西・オキキン・恩根内の3箇所で簡易排水ポンプによる排水作業を行い、住宅や農地などの冠水防止対策をとってきたところでございます。6日、午後3時14分には洪水警報も解除されたことから、7日午前9時20分には災害対策本部を解散し、所管課による対応に移行し、各課において被害状況の調査を行ってきたところであり、この間、関係機関や建設事業所の皆様に昼夜を問わない協力体制で臨んでいただき、被害を最小に食い止めることができました。関係者の皆様に深くお礼を申し上げますとともに人命に関わる災害には至らなかったことが何よりでありましたことをご報告申し上げ、行政報告と致します。以上、8月上旬の大雨による災害についての行政報告と致します。次に、2点目の農作物の生育状況について申し上げます。農作物の生育については、関係機関で9月6日に実施の生育状況現地調査の結果によるところですが、8月は大雨の影響で平年の2倍以上となる280ミリの降水量を記録いたしました。さらに、25度以上の夏日が13日、30度以上の真夏日が12日と記録的な暑さが続き、湿害と高温によって南瓜やキャベツなどの一部の圃場で生育不良が発生しております。特に南瓜は疫病や日焼けなどが発生しており、平年より早く収穫が始まっている状況でありま

す。詳細につきましては、別紙配布の農作物の概要をもって報告とさせていただきます。
以上、2点行政報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 尋ねることじゃないのですが、8月上旬の大雨についての災害、口頭では説明があったのですが、文章での提出ということはできないでしょうか。それをお諮りください。

○議長（南 和博君） 只今、7番小口議員から質問がありましたが、理事者側で対応いかがですか。

中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） 今の8月上旬の大雨の災害の部分について文章で提出したいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（南 和博君） 文章で出す、提出しますということです。

○7番（小口英治君） 会議終了後までに。いつでのの。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） 早急に準備します。

○議長（南 和博君） 他、別段なければ。本件報告済みと致します。

議場が大変熱くなっておりますので、上着を脱いでかまいませんので、許可したいと思います。

◎日程第5 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序と致します。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

1番 望月議員。

○1番（望月清貴君） それでは一般質問を始めたいと思います。今回は大きく3つの項目を質問させていただきたいと思います。1つには、働く皆さんの安全と健康の保持等についてのこと。それから2番目は当面する福祉の課題について。それから3点目として教育ですけれども、ICT教育とふるさと教育の現状と課題についてということでお伺いしたいと思っております。1項目目、行政です。美深町で働く人の安全と健康の保持等についてということです。農林業や商工業、観光、そして福祉と医療、教育、行政など働く皆

さんがいて、はじめて今の美深町が持続していると思います。すべての働く人たちが、まちづくりの仲間であると考えますと、お互いに安全で健康にと考えるものでございます。人口減少に伴って、人材確保も厳しくなる中、産業の振興や持続するまちづくりのためにも働く人の安全と健康の保持等の現状と考え方について、今回は労働安全衛生法令の対象外とも思われる方々と、町の事業所に絞ってお伺いしたいと思います。1点目として、個人事業主や家族などの安全衛生についてでございます。まちの基幹産業であり、我が国の食を支えていただいております農業、それから山林を守り活用していただいている林業、町民の日々の生活や安全を確保していただいている商工業など、産業によっては家族経営を含めて少人数の自営業者さんも多いと思いますが、これらの事業主さんなどの安全と健康の保持は誰が守って、または産業ごとの啓発などは行われているのでしょうか。農業、林業、商工業、観光など産業について、現状と考え方を伺うものでございます。また、特に健康の保持という面では、地域保健との保健福祉課で所管していただいています、地域保健との関連はないのか合わせてお伺いをするものでございます。2つ目は、町事業所の職場環境や労働条件等についてということで、町いわゆる役場関係の各事業所は地方公務員法、労働基準法をはじめ関係法令の対象であると思いますが、実際の労働環境の整備など対策の責任主体は町、町長であると思います。これらの労働環境整備や対策、予算付けなどに関わる議員の一員としてお伺いをします。1つには、町事業所の職場環境と健康管理、職員の配置等についてということで、職場環境や職員の健診とメンタルヘルス、さらに職員の年代ごとの配置の状況などから、現状と課題、あるとすれば改善の考え方をお伺いするものでございます。それから、会計年度任用職員の労働条件等についてということで、会計年度任用職員の制度が始まって、労働条件等整備が進められましたけれども、制度の適切な運用とともに人材の確保が難しい時代にあって人材の確保対策や退職金の支給など条件を充実する考えはないかお伺いするものでございます。1項目目以上です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 望月議員から美深町で働く人の安全と健康の保持等について現状と考え方についてご質問をいただきました。健康の保持増進は、何よりもまず自分自身が健康を保持する意識を強く持っていただくことが大切かと思っております。まずは、生活習慣病等の発症予防。また重症化予防をしていただくために、健康診断を受け、自分の体の状態を把握し町の保健師・栄養士を活用しながら自らの健康を保持増進していただきたいと思っております。ご質問の農業、林業、商工業などの産業について、各業種ごとの現状についてご説明申し上げます。まず農業についてですが、農作業の安全については、農業関係団体で組織されている、美深町地域担い手育成総合支援協議会において農作業事故

や熱中症対策、雪による事故など季節ごとに農業者に対し啓発しているところがございます。さらに町や農協においては、個別に広報誌での周知やポスターなどでの啓発を実施しているところがございます。また健康保持の面では、北はるか農協独自事業で、人間ドック推進助成を実施しており、令和4年度は39人の受診実績があると伺っているところです。次に、林業につきましては、美深町民有林等活性化推進事業において振動機械による振動障害を防止するため、振動病健康診断事業や森林作業中に蜂刺されによって引き起こされるアナフィラキシーショックを防止するエピペン注射連携事業に対し、林業事業体への支援制度を設けております。次に、商工業については、美深町商工会が労働安全週間や労働衛生週間に安全衛生に関するポスターの掲示や会員へのチラシ配布など啓発事業を行っているところです。また商工会会員を対象とした健康診断事業を実施しており、会員への健康保持等の取り組みも進めていると伺っております。最後に地域保健との関連についてですが、町としてはすべての町民の皆さんの健康の保持増進を願い保健事業を進めているところです。健康の保持、増進にはまず自分の健康状態を知るための健康診断を受けていただくことがスタートになりますが、その健康診断については、健康増進法等に基づき町や医療保険者が実施するものと、労働安全衛生法に基づき事業者が実施するものがございます。働く人の健康や安全については、労働安全衛生法第66条にて、事業者は労働者に対して医師による健康診断を実施すること。労働者は事業者が行う健康診断を受けなければならないことが謳われており事業主が主体で行うものでございます。望月議員のおっしゃる小規模事業所、自営業等で働く方は、国民健康保険加入者もしくは、全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽの加入者であります。町としては、美深厚生病院と連携し、協会けんぽ加入者も美深町国保と同様に保健センターで健診を受けられる体制を整えており、今後も継続しますので、自らの健康状態を判断するため、ぜひ活用していただきたいと考えております。次に、2点目の町事業所の職場環境や労働条件等についてのご答弁を申し上げます。職場環境や労働条件について特に健康管理については代替などを除いて年に一度の健康診断。年齢に応じては人間ドックの受診、心の病の予防対策としてストレスチェックを実施し、健康管理には意を払っているところであります。残念ながら現在、体調を崩して入院や自宅療養している職員が数名いる他、経過を見ながら勤務している職員も数名います。あくまでも人あつての組織でありますから、職員には自らの健康管理に努めてもらい、職場としては引き続き労働安全衛生法に準拠した衛生委員会が中心となって注意を払って参ります。また職員構成につきましては、2000年代の行財政改革により職員採用を控えた時期があったことから、30代から40代にかけての職員層が薄いため、年代構成の偏差が顕著になっており、職員の配置に近年苦慮している状況にございます。またここ2・

3年は、中途退職者も多く専門職と同様に一般職も不足している状況にあり、職員の負担は大きくなっておりますので、新規採用や退職再任用制度、会計年度任用職員の採用、事務の見直しなど工夫しながらこの過渡期を乗り越えて参りたいと考えております。会計年度任用職員の労働条件等については、従来の臨時・非常勤職員の任用を整備し、令和2年度から運用されている制度でございます。これまでの臨時・非常勤職員制度との違いとして大きいところでは、一部の短時間勤務職員を除いてですが、給与面では期末手当が支給できることになり、年収面で大きな改善が図られました。勤務条件では、臨時・非常勤職員にはなかった産前産後休暇や配偶者の出産休暇などの特別休暇が付与されました。また福利厚生面では法律の改正により一定の勤務条件を満たす会計年度任用職員は、共済組合に加入することとなり、共済組合が実施する各種給付の対象となりました。現状、正職員が体調不良や依願退職などにより不足していることから、臨時的に会計年度任用職員に頼らざるを得ない状況にあり、回覧やホームページによる募集のほか、ハローワークにも登録しているところですが、なかなか応募はない状況に至っております。今後も国の制度改正を参考に労働条件を整備すると併せて長期の勤務に報いる一時金なども検討しながら人材確保に努めて参りたいと思っております。

○議長（南 和博君） 暫時休憩します。再開します。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ちょっと質問の方も長かったですけれども、ご丁寧にご答弁をいただきましてありがとうございます。まず1つ目の個人事業主や家族などの安全衛生ということで、労働安全衛生法があって、あるのですけれども、例えば安全衛生委員会ですとか、衛生委員会ですとか、そういったものについては50人以上で作らないといけないですとか、健康診断も義務付けはされているのですが、50人以上は報告する。それ以外、未滿はどうなのかなというようなことを見ていくうちに、そういった美深では特に小規模事業者さん、あるいは家族経営も多いかなと思ひまして状況をお聞きしたいなと思ったところですが、本当に答弁をお聞きしまして、非常に嬉しいといいますか、農業、林業、商工業それぞれの業界の団体さんでも取り組まれていますし、町も一緒になって取り組んでいただいているということですので、本当にどのような関わりしているのかという質問をさせていただこうと思ったのですけれども、先程の答弁で十分だったと思います。さらに町のスタンスとしても一部ではなくて、町民全体の健康を考えていきたいという一言が入っていらっしゃるって当然保健福祉課については、保健師さんがいて、一部ではなくて町全体の健康というものを考えたり企画したりしていただくのが本来、今コロナ等で厳しくなっていると思うのですけれども、そんな中でありますが、引き続き全体を見ていきたいとい

うお考えがあるようです。質問としては、地域・職域の連携というようなことがこれから進んでいくのではないかということでしたけれども、そういったことも十分進めていただければいいので、安心をしたところでございます。一点だけもうちょっと広げますと、例えば例として名寄市で新聞をちょっと拝見したのですけれども、市のスポーツ部局ですとか、あるいは大学、それからスポーツ団体。名寄はエヌスポーツというのでしょうか。そういうのが連携して職域に来ていただいたり団体に来ていただいたりして測定会というのをやったということが出ていました。機械があって体成分、体重、体脂肪、筋肉量などを定期的に測定して役立てていただくというようなことをやったということで、非常に楽しそうといたしますか、健康の意欲、意識づくりになるのではないのかと思って見ておりました。例えば、美深では保健福祉課さん中心になって、スポーツ協会、幅広く活動していただいています。スポーツクラブさんですとか、そういった方々と協力を受けながら健康づくりを進めてみてはどうかと思いますが、そんなことはいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） はい。今、名寄市さんの例についてお話していただきましたけれども、本当に健康増進という意味では、食、運動、休養が重要かと思っております。スポーツを通じて健康の保持増進を推進することは可能だと思っております。地域保健で直ちに取り組むことは難しい面もあるのかなと。以前も色々大学等とも連携してモデル的に進めてきた事例はあるかと思っておりますけれども、現在ご承知のとおりNPO法人びふかスポーツクラブにおいて本当に低料金といたしますか、本当に安い参加料で色々な教室等も開催してございますので、是非多くの町民の皆様に参加していただければ幸いかなと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） そうですね。私もちょっと視野が狭かった部分もあるかなと思うのですけれども、スポーツクラブでそういった当然健康に結びつく活動を非常に行われると思います。さらに保健センターを中心に保健のサイドでも広く町民の健康状態、把握しながら必要に応じて連携をしていただければと思います。そういったことを引き続き続けていただければと思います。それから次の町関係になりますけれども、これについても考え方については、本当に人あつての職場というお言葉がありましたとおり、本当に真剣に考えていただいていますという印象でございました。色々、健診、ドック、ストレスチェックですか。あると思うのですけれども、本当に健康に留意して、もちろん受けられない方もいらっしゃるして、仕事の関係とかもあるかと思いますが健診等の受診率が上がっていただければというのもあるのですけれども、1つちょっと今日お伺いしたいのは、職

員の方でいいますと一般事務の職員の方は市町村職員共済に加入しています。それから幼児センターあるいは学校の先生方は学校共済に加入していると思います。そこでもし、人間ドックになるかと思えますけれども、受診の負担額にちょっと格差がないのかどうか確認したいです。もしいずれかにそういった不利というか負担が大きいというようなことがあるのであれば、改善は考えられないかどうか1つお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 本町職員においては、市町村職員共済組合と公立学校共済組合がございます。その辺、負担額の差異等については、やはり加入している共済によって短期、長期なりのそもそも本人の負担額も違っているのかなという風に思っていますので、ちょっと中身を精査してみないと、その差を改善するしないについては現在のところ即答できるものを持ち合わせていませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 恐らくそういった共済のまず健康保険としての負担と申しますか、費用負担があって、その本人負担があって、それに対して町がどういう助成というか負担をするかということが、もし違いがあるならということですので、その辺精査をいただければと思います。この場では、直ちにはと思いますので、よろしくお伺いします。それと、色々健康面を考えていきますと、今日は、本当は最近暑くて議会事務局等もかなり暑いという話でしょうかと思ったのですが、ストレスという部分でちょっと考えてみた時に、2つほど考えたのですけれども、時間外勤務というのをどうしてもしなければならぬことがあるかと思えます。あるいは、残務整理というような形でちょっと残ってしまうということもございます。こういった面について、できるだけ早く退庁して休んでいただくというようなことが行われているのか。あるいは、そういった考えはどうかということが1つと。ストレスということであると職員の方、時に町民の方から非常に強いクレームを受けることもあるかと思えます。これは町民の皆さんのサービスの向上もあってということになると思うのですけれども、例えば負担の大きいクレームへの対応として個人だけではなくて、組織的な対応をするためにも、そういった場合によっては、電話を録音させていただくようなこと、多くの導入例があるようですので、そういったことが考えられないだろうか。その2つだけちょっとお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 職員のストレス、この問題については近年特に色々な行政の住民からの要望等も多種多様ということで、抱えている職員もいるのかなと思います。ストレスチェックの他にも、そういった職員の研修会、色々な研修会に職員参加していただくな

ど、これまでも何年も、10年以上前から取り組みを進めているところでございます。早期退庁というのですかね。その辺につきましては、相当前から職員組合さんの方に毎週水曜日・給料日等々ノー残業デーということで、自ら職員、組合員に呼び掛けて対応しているということは承知してございますけれども、特に町、人事管理の部分でございますね。制限はしてございません。その辺の時間外の勤務につきましては、グループ内での共同作業、また管理職において業務調整等行いながらなるべく負担のかからないように調整しているところですが、ご承知のとおり職員が休まれている職場、そういった部分では若干しわ寄せがきている部分があるのかなという風に承知しているところでございます。またクレーム等の対応等々については、まだそういった部分でどういう状況なのか。よく、この電話は録音しておりますというような色々な企業等ではあるかなと思いますけれども、まだ行政の段階でそういった部分については、ちょっと考えが今のところないということでお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） まずは退庁の促進、今、組合でノー残業デーということですが、当然時間外も考えてみますと本当に必要かどうかということで、命令になると思えますし残務整理についても組合の取り組みもありますけれども、是非、町としてもできるだけ退庁促進といえますか、時間外以外はというようなことを考えていただければと思います。答弁は必要ないですけれども、それと電話の関係についても、これもちょっと急なお話でありますし、費用も掛かる可能性もありますので、もう少し時間をかけて、ただ私の経験上かなりそういったクレームというのはダメージがありますので、そういったことをちょっと議論していただければと思っています。それからこの項目では最後になります。この項目では、職員の年齢構成が町長の答弁にもありましたけれども、本当に途中退職の方も出てきております。ただ一方で、私、上川町村会のホームページで令和6年度の採用の募集の案内の一覧を見ますと、19町村ある中で、13町村で一般事務でも社会人の募集をしているように見えました。実施しないのは、5町村だけで、もう1町村は募集自体ないようではありますが、美深は土木・水道・保健師・社会教育関係募集するようではありますが、この際一般事務においても社会人枠の募集をしてはどうか。しない理由といえますか、してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 社会人採用の関係だと思います。技術職以外の一般職についても社会人採用を考えていくべきでないかという趣旨かなと思っております。町村会、それぞれ事情がございまして、それぞれのまちで最終的には判断していく部分かなと思っております。

れども、幸い今年度については、社会人枠でない一般職でございましたけれども、幸い一次試験の応募が一定数あったのかなという風に思っています。今後、年齢構成等も考えながらそういった点も検討していく必要が出てくるのかなという風に思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 先ほど、最初の答弁でも会計年度任用職員等で乗り切りたいというお考えもありましたけれども、そういったことなのか、大変であれば社会人の募集ということも含めて引き続きご検討いただければと思います。それからもう1点、会計年度任用職員の関係がございました。令和2年から3年になります昨年の12月には適正な運用等についてということで通知も出たようです。色々、市町村によっては15分だけ短くしてパートタイムとしているようなこともあるという風に書いてありましたけれども、美深においては30分短縮と。あるいは業務的にもきちんと整理をされていると思いますけれども、例えば幼児センターでは、所管調査もありましたけれども、配置基準を独自に優れた形にして進んでいったと思います。41人のうち27人が会計年度の職員さんですが、先生方、代替を除いて16人のうち5人が会計年度職員と。パートタイムさんということですが、申し訳ありません、ここで1つお伺いしたいのは、先生方の教職員の方とパートタイムの方の業務内容の違いについて教えていただければと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと細部までは把握してございませんけれども、やはり正規職員については、担任の職、部分については正規職員を配置していると思います。それを支える部分について会計年度任用職員さんを配置しているという部分で、あと細かい点については担当の方に直接確認していただいた方が有難いかなと思っています。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみません。そうですね。色々な詳しい点については、また予算委員会、決算委員会等で確認できればと思いますが、そういったことで例えば今幼児センターで言っても担任は正職員さんですよ。それを補う形でパートタイムさんですよと、そういった適切な仕切りと言ったら言い方が悪いかもしれませんが、適切な運営をしていただきたい。一般事務についても、そういったことを確認していただきたいと思います。進めていただいていると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。そういった厳しい人材確保、例えば6月の段階で、町長の方から保育士さんの募集、道外の人が新聞に出ていたということで驚いているということでありましたけれども、例えば教諭保育士でいうと修学資金、就業資金といったものが今のところないと思うのですが、そういっ

たことは考えられないか。それからちょっと答弁あったかもしれませんが、少額からでも事務補助の方も含めて退職金が会計年度職員の方も出せないのかどうかかでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 福祉医療分野での就業一時金等々については、今回の議会でご提案させていただく風に考えていますけれども、まだ教諭・保育士の部分については、何とかギリギリですけれども、採用に至っているということで、今後、状況を見極めながらその辺についても合わせて考えていく必要があるかなと思いますけれども、現時点では、そこまで今のところ考えてございません。また先ほど、会計年度職員も一時金的な部分については、ご答弁差し上げたところでございますけれども、すでに検討している状況だということでご承知おきいただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみません。ちょっと聞き逃しがありました。ありがとうございます。以上で、1つ目の項目は終わりたいと思います。2つ目の項目に移らせていただきます。2項目目は社会福祉。当面する福祉の課題についてでございます。すみません。先ほど、言い逃したのですが、退職の関係については今後、年収の壁ということも改善されるような動きがありますし、フルタイムの任用も含めて、それか一時金というような形を検討お願いしたいと思います。すみません。福祉の関係です。当面する福祉の課題についてということでございます。美深町の福祉の取り組みのうち、当面の課題と私が考えております点についてお伺いいたします。1つとして、ホームヘルプサービス事業の状況についてです。先に6月議会で福祉と医療を守る考え方、それから特別養護老人ホームの整備などについてお伺いしましたけれども、ケアマネージャー、ホームヘルプサービスや訪問看護など在宅生活の支援や介護を支える訪問系サービスも地域包括ケアの重要な要素だと思います。とりわけ最近、ホームヘルプサービス事業における人材確保が難しく、訪問活動に困難があるとお聞きしますが、これに絞って現状と対策を伺います。それから2番。農福連携など働き場の確保の検討状況についてということで、美深町においては、以前より障がい者支援の取り組みが進められてきましたが、自立支援のうち、近年では働く場の確保が課題と聞いています。一方、町内では働く人の確保が厳しい現状があり、北海道も対策を進めている「農福連携」などをはじめ、各産業分野と障がい者支援分野との連携による働く場の確保について、町内関係者とのこれまでの協議・検討状況があるかどうかも含めてですね。それと今後の考え方を伺います。3番としまして、合理的配慮の義務化の拡大についてということで、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者

差別解消法)」とありますが、これによって平成28年度から進められています合理的配慮の提供は、令和6年度から範囲が拡大され、行政機関に加えて一般の事業者にも義務化されると聞いております。本町においても、このことについて周知されるべきと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 当面する福祉の課題についてご答弁申し上げます。まずホームヘルプサービス事業の状況について申し上げます。町内に美深町社会福祉協議会指定訪問介護事業所が、職員3人体制で在宅や施設入居者に対してサービスを提供しております。社会福祉協議会では、これまで臨時職員、パート職員を募集していますが、応募がなく人材確保に課題があることは承知しております。ご質問にあるとおり、今年度当初では、ホームヘルプサービスの利用をお待ちいただく状況がありました。現在は、これは解消し介護認定申請中のお一人の方から利用申し込みを受け、要介護認定後に利用できる体制となっておりますが、決して人材に余力がある状況ではないと認識しております。福祉職場の人材確保は大きな課題であり、今後も関係事業所と協議を進めながらサービス提供体制の安定化に努めて参ります。次に、農福連携についてご答弁申し上げます。農福連携は、障がいを持った方などが農業分野での活躍を通じ働く喜び、自信や生きがいを持って社会的な繋がりを促進していく取り組みと認識しております。これまで農福連携については、平成29年度から地域担い手育成総合支援協議会の幹事や農務課職員による各種会議への参加や先進地視察を行って参りました。美深福祉会では、就労支援としてトマトの生産・トマトジュースの製造、関連する施設のクリーニング、美深町リサイクルセンターの受託作業などに取り組まれております。現状としては、美深福祉会利用者の方の働く場の確保としては、充足していると伺っております。農業分野では、JA北はるか、町内農業法人において士別市で就労継続支援を行っている会社との間で、すでに農作物の収穫や集出荷作業などの業務を請け負っており、令和4年は延べ442人が育苗センターや物流センターなどの業務にあたっております。今後も労働力の確保と就労の場の確保を結び付けていくために美深福祉会等とJA北はるかが情報共有できるよう連絡調整する中で、地域振興に繋がる農福連携を進めていければと考えております。次に、合理的配慮の義務化拡大の周知について申し上げます。障がい者差別解消法は、障がいがあってもなくてもお互いが尊重し、安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的として平成28年に施行されました。この法律は行政機関や事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを廃止し、行政機関には障がいのある人から申し出があった場合に合理的配慮の提供を行うことが義務化されており、令和6年度からは事業者にも義務化が拡大されます。本町は、昭和59

年に開校した美深高等養護学校や平成2年に開設した授産施設・更生施設を運営する美深福祉会そして町内各界の事業者の皆さんとともに福祉のまちづくりを推進してきたところでありますので、多くの町民が、障がいがある方々への理解は深いと思っておりますが、今後さらに障がいのある人とない人がお互いに理解し合う共生社会の実現に向け、啓発や周知に努めて参りたいと考えております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ありがとうございます。まず、1点目のホームヘルプサービスですが、現在は充足しているが余力は厳しいということだと思います。私も実は、病院を退院できるような状況なのだけれども、ヘルパーさんがなかなか決まらなくて帰れないんだということをお聞きしたことがありますし、もしかすると現在もすでに利用されている方が入院したり、あるいはお亡くなりになって初めて来られる状況になってしまっているかなと思います。本当に社協さんもそうですし、町の方にも人が来ないということでは心苦しい面があるのですけれども、やはり可能な限り在宅で生活したいという方ももちろん沢山いらっしゃると思います。ご答弁いただいた中で、これ以上厳しくということもなかなか難しいです。ただ、保険あって介護ないというような状況にならないように引き続き努めていただければと思います。再質問ではございません。それから農福連携についても、すみません。私もJAさんの取り組みですとか、それについてもちょっと押さえきれていない面がございましたけれども、すでに協議されていて、福祉分野とJAさんとの間、連絡調整に努めていただくということで、この全てになるかと思っております。最近の報道で、道がこれには力をまた入れていくということで、技術支援者育成研修というのも始めたようでした。そんなことで進めていただければというのもありますし、おっしゃったように養護学校、福祉会、陽だまりさんもあります。実はその農福連携が進むことによって、もしかすると働く場が確保できて、新たな事業者さんが美深にきていただくことにも繋がるのではないのかなと思います。要するに高等養護学校卒業した方が、美深に定着していただくようなことも考えられるのではないかなと思っております。そういった前向きなことも含めて、是非進めていただければと思います。これも進めていただいているということですので、私の方からは特に再質問ではないのですけれども。それから合理的配慮も本当に養護学校、福祉会それから陽だまりさんもございますが、そういったことにも町長からも言及ございました。間もなくそういった報道などでも色々広がりが出てくると思うテーマであると思っておりますので、知らなかったということのないようによろしくお願ひしたいと思います。それも再質問ではございません。最後、教育の方に移りたいと思います。

3 教育。ICT教育とふるさと教育の現状と課題についてでございます。教育長に質問

させていただきます。1つとしまして、ICT教育の現状と課題についてということで、令和2年度に児童生徒1人1台のタブレットが整備されたと思います。活用を進める上で課題や先生方をはじめご苦労は多いと思いますが、次の項目について現状と課題をお伺いするものです。ICT教育の利点や効果、推進が必要な背景も十分理解しているのですが、子どもたちの健康、考える力、書く力、情緒などへの影響を予防する取り組みの現状はどうなっているかお伺いします。それから学校での活用とともに家庭学習での活用の推進が必要と言われていたと思いますが、現状はどうでしょうか。先ほど同じように影響を心配するような視点と家庭での使用環境、これはインターネット環境等もあると思うのですが、実情も含めてお伺いします。それから2つ目はふるさと教育の現状についてということで、子どもたちがふるさとについての理解を深め、愛着や誇りを育むふるさと教育について、本町においても取り組みが進められていると考えます。地域の様々な業界で、人材確保が課題となり、また人口減少対策と持続するまちづくりが必要になっておりますが、将来を担う子どもたちに本町の産業と様々な働く場を知っていただき、参考にさせていただく取り組みの現状はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 今ほど、望月議員からICT教育の現状と課題、ふるさと教育の現状についてのご質問をいただきました。はじめに、ICT教育の現状と課題についてご答弁申し上げます。健康等への影響を予防する取り組みについては、文部科学省では、児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックを作成し、各学校ともこれに沿って健康に配慮したICTを活用しております。また考える力・書く力については、それらを身に着ける手段として活用しており、情緒については豊かな心の育成に向け、読み物の資料、写真、動画等を活用している状況でございます。タブレットの活用による視力低下を気にかける声もありますので、引き続き子どもたちに与える健康面に配慮しながら教育環境の変化に対応して参りたいと考えてございます。次に、家庭学習での活用の推進についてですが、各学校・学年によって利用状況は違いますが、タブレット内に課題をインストールして、持ち帰り学習を行うなど活用をしております。なお、家庭でのWi-Fi等の普及率については、各学校とも90%程度ということで調査ではあります。また家庭学習ではICT利用による健康面に配慮して家庭と連携を図って活用を考えております。次にふるさと教育の現状についてですが、本町の多くの働く場を知ってもらう取り組みとして現在行っております。美深小学校では、地元の基幹産業について総合的な学習の時間を活用し、農業ではJA北はるかさんと連携し、林業については上川北部森林室の協力を得ながら農林業についての学習や河川調べなどの自然体験学習も行っております。仁宇

布小学校では、地域の自然や施設、産業について、自ら課題を設定し探究する学習を行っています。また美深中学校、仁宇布中学校では、町内各事業所、商店のご協力を得ながら職場体験実習を実施し、本町の働く場を知ってもらう機会を継続的に行っています。また町内道立高校においても職場体験活動を実施し、働く意義の学ぶ場を町内事業所の協力を得て行っております。今後も地域や事業所と協力、連携を行い、知る・見る・体験するふるさと教育を継続的に進めて参りたいと考えております。以上、ICT教育とふるさと教育の現状と課題についてご答弁申し上げます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁ありがとうございます。まずはICT教育の関係ですけれども、新聞等でも来年度から小学校の教科書にもQRコードがほぼすべて付けられるというようなことですか、生成AIをどうするのかとか、報道がございます。特に答弁にもあったと思いますが、写真や図を見るとか、英語でもリスニング、スピーキングとか調べものをしたり、将来使いこなすというような本当に大事だと思うし、毛頭止める考えもないのですけれども、ただおっしゃったように文科省でもちょっとガイドブック全体、私ちょっと見ていなかったのですけれども、見出しだけ色々資料を見ているのですが、ネット被害ですか、視力への配慮は目にしたのですけれども、先ほど、考える力、書く力をつけるために使うんだということですが、例えばそれがもしくは使いすぎると逆に低下しないのかどうかというか、そういう心配があります。というのは、ちょっと自分のことであれなのですが、自分自身ネットで調べれば何でもわかるかなとか、あるいは漢字を忘れるとか、漢字が書けなくなるとか、見逃しても後で見れるわとか、あるいは消したものは後で復元できるとか、それができないとイライラするような気持ちがしまして、私だけかもしれませんが、そういう私たちはまだ長年、使ってないのですけれども、子どもたちはずっとこれから長いので、そういったことも何か書かれているようなガイドブック等あるのかどうかというのがちょっとお聞きしたかったところですが、そういうことはいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 全国学力、国語の点数と新聞を読む頻度のクロス調査というのが文科省でやっています、その結果では新聞を読む子ほど国語の点数が良いという結果が出ています。それが本当にICT化と関連あるかというのは、なかなか微妙なところかなと考えております。それで、その弊害が出ているかということになると、またそれが先ほど言ったように難しいのかなということで、我々教育行政としては、当然新聞を読むことの機会を作っていたきたいという部分もあるのですけれども、なかなか家庭でも新聞

を購読することが減っているとか、そういう部分もあります。逆に図書を充実して、読む機会をして国語力を上げていただいてということが必要なのかなと思います。イライラ感というのを若干出たのですけれども、これも子どもたちはインターネットやこういう環境の中で育っているので、果たしてそこでイライラ感が出てくるのかというのがちょっと微妙で、もう少し探求してみないと何とも言えないのですけれども、いずれにしろ先ほどの言った部分も含めまして、人が人を育てるところが基本でありますので、そこは大切に進めていかなければならないのかなと考えております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ありがとうございます。教育ということですので、極めて専門的だったり、今やり取りしたように未解明な部分もあって強く言えることでもないかなと思います。今、本当人が人を育てるという一言をお聞きしました。本当に人間らしさを保持していただいて、健康第一で進めていただければと思います。次に、家庭学習の関係についてもご答弁もあったと思いますが、インストールした形で持ち帰るということで、まずは私もいいのかなと思っております。名寄市等でも報道では、持ち帰りが始まるようですが、まずはタブレットに保存したものを持ち帰ると。本当、インターネットで繋いでやりなさいということなら、義務教育ならそれ全部国で見てくださいというような気もしますけれども、そこまではまだ緊急時どうするかというのはあるのですけれども、今の状況で進めていくことでいいのかなと私は思うものでございます。これについても、健康に留意して進めていただきたいなと思います。それから最後のふるさと教育についても、すみません、色々JAさんあるいは北部森林室さんですか。色々な実習も含めて進めていただいているということです。どうしてこういう質問になったかといいますと、本当に皆さんとも人材確保とか人口減少ということを議論していく中で、どうしても都市、都会集中というのでしょうか、あまりにも都会志向が強くて、ふるさともいいところがあるのではないかなというようなことが何とかならないかなと思って、本当は質問自体がちょっと御法度の面もあるのかなと思います。ふるさと教育の目的というのは人材確保ではないと思いますので、ただどこで生きるか、何をしていくかは子どもたち自身が決めていくと思うのですが、美深も良いところだということが参考にしてもらいたい情報は今後も十分にいただけないかなと思うところです。それと1つ聞くのを忘れたのですけれども、美深町独自の社会科の副読本作成されたり、あったと思うのですが、その内容ですとか活用状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 先ほどのふるさと教育の前段の部分ですけれども、当然職業体

験だけではなくて、自然環境や美深で生産する美味しい食材や農業、林業、先ほどいったような体験をとおして美深に住み続けたいという心だとか、例えば美深を出ても「ふるさととは遠きにあり」と思うものという言葉があるように思っていたく心を育てていただきたいなと考えているところでございます。それと後段の副読本なのですけれども、令和3年に副読本は発刊して、今小学校3、4年の社会科の授業に拡充をしております。ボリューム的には、相当なボリュームで約240ページほどになっておりまして、内容は本当に多岐に渡って良くできたような状況でございます。例えば働く人と私たちの繋がりと、町の歩みだとか、災害などの現状だとか、昔に振り返ってだとかもう少し大きくして道内の状況も似たような状況に触れたりしながら副読本は、写真やイラストを交えながら美深くんや美深ちゃんが説明するという構成になって、本当に教材としては良い構成、物になっているのかなと考えております。

○議長（南 和博君） 望月議員、時間内で収まるようにお願いします。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ありがとうございます。まだ見たことはないのですが、立派なものだと思います。是非、そういうものも活用しながらふるさと教育の方を進めていただければと思います。以上で、私の質問を終わります。以上です。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月議員の質問は以上で終わります。

次、3番 中瀬議員。

○3番（中瀬亮太君） それではこれより一般質問を始めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。まずは項目 産業。件名につきましては、新規就農者の受入態勢の強化について質問させていただきます。美深町では新規就農者の多くが既存農家の居抜きでの就農が多くなっておりまして、今後は人口減少対策・基幹産業である美深農業の維持に向けた新規就農者の受入態勢の拡充が必須であると考えます。今後、畑地化支援の影響により土地が流動的となり、居抜きでの就農だけでは農地の引き受け手が不足し、耕作放棄地の増加が懸念されます。現在、施設野菜で高収益作物としてホワイトアスパラやフルーツトマトが挙げられますが、新たな受入態勢の1つとして施設野菜導入や取り組みに向けた支援をすることができないのか町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 中瀬議員からご質問に対してご答弁申し上げます。担い手の育成・確保は持続ある美深農業を推進するためには最優先課題だと考えてございます。本町では

農業関係団体で構成される美深町地域担い手育成総合支援協議会が組織されております。この協議会が中心となって新規就農者の受け入れと新規就農者や後継者が安心して就農できる環境整備を推進してございます。現在、美深町での新規就農は居抜きによる第三者継承を推奨してございます。これは、希望者が離農予定の継承元の農家等に実践的実習、研修に入り、研修後、農地や施設、機械等の特性を十分に理解した上で引き継ぐことにより就農当初から円滑に安定した経営ができるという大きなメリットがあるからでございます。新規就農者として国や町などから様々な支援を受けるためには、認定新規就農者となることが必須であり、美深町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、基本構想に照らして適切であることが認められなければなりません。この基本構想による認定基準では、年間の目標所得や総労働時間の他、営農類型ごとに面積規模などの経営指標も定められております。現在、美深町では稲作、畑作、酪農畜産の3形態を中心に土地利用型作物に野菜などの収益性の高い作物を組み合わせた複合型の営農類型が主要となっております。ハウスによる施設野菜は、高収益作物であります。土地利用型作物を組み合わせることで作物を分散することが農作物の出来・不出来のリスク回避や農地面積が広い美深町の特長や農地利用の面から重要だと考えております。またハウス整備については、これまでも町単独事業であるがんばる美深農業！新規就農者支援事業において、ハウス整備にかかる経費を支援しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） 現在の取り組みや町の支援というのは、私の方でも調べさせていただきながらお話しさせていただくのですが、現状、1つちょっと狭い範囲になるのですが、経営自立支援補助金につきましては、資金借入金5,000万円を上限とした美深町では4%の支給として行っている事業があると思うのですが、狭い範囲でいいですとJA管内で下川町では、5分の1ですね。中川町では3分の1と、そういった支援に対して手厚い補助もされていて、そこから園芸施設や機械に対しての支援にも繋がると思っておりますし、また現在、耕作放棄地の懸念があるとお話しさせていただいたのですが、JAの方でも麦稈施設の拡充を来年度計画されているということを知っておりますので、当町におきましても、関係機関や地域等、ともにコントラ事業などの作業、受委託、組織の支援等々を進めることで、新規就農者でも大畑や麦とかなの作付けを使いながら収益を確保するようなシステムや取り組みを行えるのではないかと考えているので、新規就農者だけではありませんが、新規就農者の受入態勢の拡充というのは、是非とも拡充することに対して検討していただきたいなと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 美深町の新規就農者の支援条例については、この適用、平成8年第1号の方が就農されて、これまで昨年度まで16戸の農家さんが新規就農をされているところでございます。そのほとんどが第三者継承というようなことでご承知おきいただければなと思います。そのうち、2件ほどは施設園芸等も合わせてやられているのかなと想像しているところでございます。この条例は、全道・全国的にも先進的な条例かなと想像しております。それで、16件ですけれども、本当にご家族含めて移住されておりまして、当時就農時の家族数を累計しますと、70人以上の方が、16件のうちで70人以上の家族が美深に移住されたというようなそういった状況かなと思います。また先ほどお話がございました部分、麦等のコントラ事業を含めたという部分がございますけれども、本当に美深のまち、いずれにしても土地利用型、これがうちのまちの基本となっております。JA管内でも下川町さんは特に施設園芸、こちらを重点的に支援しているというようなことで、一種の住み分けではないですけれども、私が農業を担当していた時には、新規就農の相談で施設園芸を希望するという方がいましたら、農協さんと調整して下川町さんの方を紹介したりですとか、土地利用型を希望していれば美深ですとか、そういった方を就農先等で調整してきた経過もございます。それぞれの町の農業の形態等々によって新規就農の在り方も特色持ってやること必要かなと想像しております。なかなか近年、馬鈴薯ですとか、てん菜、そして麦等の面積も減ってきているのかなという風に思っていますので、そういう美深農業の基本となります土地利用型、輪作体形維持していくということがやはり大切かなという風に思いますけれども、元々施設園芸については、所得補完というような形で町の方も農協さんと相談しながらハウス野菜の振興事業、施設の支援も過去に相当してきた経過もございます。今、お話がございました麦作、麦等も自らではなくて、そういったコントラ事業等含めた部分も考えられるというご質問もございました。引き続き地域担い手育成総合支援協議会と農業関係組織の方でご協議いただければ有難いかなという風に思っております。またJAの麦稈施設の拡充ということで、これどちらの施設のことを指されているのか、私まだお話を承知していませんので、その辺につきましてはお答えし兼ねるのかなという風に思いますけれども。それぞれのまち、それぞれの地域にあった新規就農者の支援制度を持っているということでご理解もいただければなという風に思います。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） ありがとうございます。今後とも協議会をとおしながら前向きに検討していただければ幸いです。よろしく願いいたします。続いての質問に移らせていただきます。項目につきましては、産業。件名につきましては、農業生産基盤

強化に向けて質問させていただきます。近年の異常気象による降雨量増加に伴う農地への浸水対策として美深町の基盤整備事業である小規模土地改良事業の補助拡充の要望が挙げられている状況であります。しかし、現在は肥料・飼料等の物価高騰だけではなく、当事業で使用する重機運送費や砂利等の資材代も高騰しているため、施工実施状況が益々厳しい状況であると考えております。農業生産基盤強化に繋がる大切な事業であると考えているため、充実を検討できないか、町長の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 中瀬議員から2つ目の農業生産基盤強化に向けてのご質問に対してご答弁申し上げます。当町においては、美深町農業生産奨励補助規則に基づき経営の安定を図ることを目的として、排水不良な農用地に小規模土地改良事業として、暗渠、明渠排水の改良を行った事業者に対して補助を行っております。これまで社会経済情勢の変動による事業費の増加に伴い、土地改良事業の推進と経営の安定化を図るため、各事業の補助単価及び補助限度額を見直ししてきており、現在の補助基準は、平成29年度に改正したものとなっております。ご質問にもありましたとおり、近年の原油、資材等の価格高騰により農業経営に大きな影響を与えていることと、これまでの補助実績から特に重機の搬送については、事業費が高騰している傾向にあることは承知しているところでございます。小規模土地改良事業は農用地の改良、保全等を適正かつ円滑に実施するために大切な必要な事業と考えておりますので、近年の価格高騰等の情勢をさらに見極め、新年度に向け見直しを検討して参りたいと考えておりますので、ご理解の方をよろしく願います。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） これについても前向きな意見をいただけたので、本当に何とかよろしく願います。ありがとうございました。これで私の一般質問を終えたいと思います。

○議長（南 和博君） 以上で、3番 中瀬議員の質問を終わります。

次、5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） それでは一般質問を始めさせていただきます。よろしく願います。項目は産業。具体的には、民有林におけるJクレジット制度を通じた地域活性化についてをお伺いさせていただきます。美深町は、豊かな森林資源を有する地域であり、森林の保全と活用が極めて重要です。同時に有効な森林活用は、私たちの共通の目標であります。美深町は、すでに町有林においてJクレジット制度の取り組みを進めており、町財政に大きく貢献しております。このJクレジット制度は、近年、民間が所有する民有林

においても新たな収益化手段として注目されています。また、このJクレジット制度を通じて町内の森林所有者が持続可能な森林経営を推進し、森林の整備を促進することは地域経済の活性化に寄与し、雇用の創出、さらには生態系の保護など、美深町に多くのメリットをもたらすことが期待されます。具体的な取り組みには、費用や手続きに関するいくつかの課題も存在しますが、森林所有者がJクレジット制度を活用することにより、結果的に地元の経済全体にも波及する流れを築けると考えております。そこで森林所有者が、Jクレジット制度を活用し、森林整備を推進するために行政として担うべき役割とは何か、町長の所見をお伺いしたくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 蠣崎議員からJクレジットに関連するご質問をいただいたわけでございます。本町においては、町有林を2019年、平成31年にJクレジット制度に登録し、現在、企業に購入していただくことにより、購入者のカーボンオフセットと持続可能な森林経営に有効な事業として推進しているところでございます。しかし、全国的に見ますとJクレジットの登録までに計画書作成や妥当性の確認、審査等登録に要する手続きが煩雑であり、登録や認証に複数年の時間を要していること。美深町では3年要しました。創出されたクレジットは相対取引に現在頼っており、売買価格や売買が成立するまでの時期の見通しも立てにくいといった課題が挙げられております。ご質問にあります、Jクレジット制度を通じ、町内の森林所有者が持続可能な森林経営を推進し、森林の整備を促進することにつきましては、美深町民有林等活性化推進事業補助金において、森林整備事業をはじめ施設整備や担い手、人材確保などの補助により推進してきているところです。このような状況下において、各民有林所有者がJクレジット制度の活用にあたり、行政が担う役割としてこれまで、町が町有林のJクレジット登録をした実績からアドバイスや各種情報の提供を行って参りますが、今後具体的なご相談があればさらに検討を対応して参りたいと考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） ありがとうございます。私も当町が持続可能な未来に向けて努力していることを理解し、カーボンニュートラルを掲げる立場からもJクレジット制度を推進していかなければならないと存じております。そこで美深町が、先ほどお話にございました美深町が町有林におけるJクレジットを申請した際に、農林水産省など制度管理者へ提出されたプロジェクト計画書を拝見いたしました。計画書に記載されている適用方法論についてですが、今後一般の民有林でJクレジットを申請する際、この方法論が適合するに値する設備を導入することは難しいと思われれます。そのため、森林経営活動自体を方法

論とするのが現実的だと考えております。しかし、将来的に美深町の木質ボイラーや中学校の太陽光パネルのような適用方法論に合致する設備の導入がありますでしょうか。今後、計画などございましたら、お考え等ございましたらお聞かせいただきたくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 現段階では、このJクレジットこの部分をいかに、ご承知のとおり今民間企業さん、スバルさん他にご購入いただいていますけれども、これを何とか維持して拡大していくということ、大変厳しい状況になるのかなと思っておりますので、今これ以上の拡大を持ち合わせている状況にはございません。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） ご回答ありがとうございます。今後、森林所有者に対してJクレジット制度や持続可能な森林経営の重要性について情報を提供することで、制度の利用や手続きについての認識をさらに高めていくことが今後重要だと私は考えております。またさらに、森林所有者だけではなく、美深町森林経営安定化対策協議会、森林組合など地域の関係団体と協力し、情報共有や協力を進めていくことが大切であると考えております。地域全体で協力すれば森林経営の成功に向けて更なるサポートが可能だと思っております。地域の結束力が持続的な森林経営を支えると考えております。最後の質問となりますが、民有林でJクレジットを推薦していくにあたり、先ほどはちょっとまだこれからという話でありましたが、適用設備の導入やそれに至るまでのサポート、コンサルティング費用、窓口設置などに掛かるイニシャルコストについて、森林環境贈与税を原資とすることは可能かをお聞かせいただきたくよろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） Jクレジットの部分については、今色々な協議会等々にも情報提供、周知等必要だというお話を伺っております。先週、上川北部の森林組合の役員研修会がありました。約30人近い方がJクレジットをテーマにした研修会に出席して、美深町の事例等についても周知してきているところでございます。今後の推進にあたっての適用施設云々という部分がございますけれども、まずは今後、森林組合レベルになるか、1企業さんになるのかわかりませんがご相談あった時点で、具体的な部分を検討、対応させていただくことを考えてございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 前向きなご回答がいただけたと考えております。今、草野町長がおっしゃっていただきました、町有林について、行政が持つノウハウを私どもが共有させ

ていただくことで、町内の一般の森林所有者も町と一体となってJクレジットに取り組み地域の持続可能な森林経営が進展することを心から期待しております。またこの重要な取り組みが地域経済の活性化へと進展することを願っており、地域の皆様とともに協力して進めていくことを楽しみにしております。これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で、5番 嶋崎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は、概ね午後1時、13時と致します。

休憩 午前11時38分

再開 午後12時59分

○議長（南 和博君） 休憩を解き、会議を再開します。それでは一般質問を続けます。

1番 木下議員。

○1番（木下広悠君） それでは一般質問を始めさせていただきたいと思います。項目 行政。件名 美深町及び地方財政について。質問の要旨を読み上げます。1 美深町における歳入の約6割は地方交付税であり、貴重な財源である。ふるさと納税も令和元年をピークに下がり続けている状況や交付税不交付団体には程遠い現在の美深町の財政状況について、どのような認識でいるのか町長の所見を伺う。2 人口増により税収を増やす方法も試行錯誤していく事は重要だと思うが、即効性があるのはふるさと納税や美深町の事業者の販路拡大だと考えている。ふるさと納税ではないが、私個人で美深町の宣伝をSNSに関わらず頻繁に行った結果、数多くの方が美深町の商品を購入してくれている。地元愛の強い美深町民に「町民全体一枚岩となって美深町の商品購入やふるさと納税を知り合いに促して美深町を復興しましょう」という啓発を広報やSNSで継続的に発信していく必要があると思うが取り組む意思はあるか。よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員から行政についてご質問をいただきました。まず美深町の財政状況について、どのような認識でいるのかについてご答弁申し上げます。歳入に占める地方交付税の割合につきましては、年度ごと決算規模により変動いたしますが、過去10年以上さかのぼって見ても、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税額は、概ね30億程度あり、歳入に占める割合は5割から6割程度と半分以上を占めている状況にあります。地方交付税交付金は法で保障されている町の固有の財源として欠かせないものでございます。ふるさと納税による寄附金については、報道でも度々報じられているように返礼

品により大きく左右される他、自治体間での競走の過熱や制度上の問題点が指摘されております。ふるさと納税は、寄附者の好意によるふるさと寄附金であり、税金ではないことから安定的な財源とは言い難いものだと思っております。当町の財政状況は、このような状況下でありながらも経常経費の削減に努めながら必要不可欠なものへの投資を行ってきており、厳しい状況を乗り越えてきており、今は概ね良好な状況を維持していると認識しているところでございます。今後は大型事業が控えております。基金の活用の他、国や道の補助金の活用、有利な地方債の活用など各種財源を上手に活用しながら安定的な財政運営に努めて参りたいと考えているところでございます。次に、2点目の美深町の商品購入やふるさと納税を広報やSNSで発信していく意思はあるかについてご答弁申し上げます。現在、美深町の特産品のSNSでの情報発信としては、道の駅双子座館において、SNS、旧ツイッター、インスタグラム等を活用しての特産品のPRをしてございます。またふるさと納税については、平成30年からポータルサイトを利用した募集を開始し、現在は大手7社のポータルサイトを利用してございます。町のSNSにつきましては、6月から運用開始に向け検討を進め、8月下旬から試験運用をしているところでございます。ご質問のございました広報やSNSで発信していく意思はあるのかについてでございますが、新規開発の特産品などは積極的にPRして参りたいと考えてございます。どんな商品をどこまで、どのようにPRしていくかが課題かなという風に思っておりますけれども、発信内容について、今後詰めて参りたいと考えてございます。SNSを通じて直接町が注文を受けたりということは現在のところ考えてはございません。美深町の商品販売については、道の駅双子座館はじめJA北はるかさん、商工会さんやそれぞれの事業者にふるさと納税については、7つのポータルサイトを通じて発信して続けて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ありがとうございます。先ほど、厳しい状況下でありながらも、1つ1つ問題を乗り越えていって、今は比較的安定した状態であると述べたと思うのですが、自治体の財政力を図る財政力指数というものがございまして、総務省データなのですが、美深町は0.16。不交付団体の要件の1つに1 数値。財政力指数1があると思うのですが、程遠い状況であり、地方交付税のような依存財源に頼っている状態でありまして、自主財源は限りなく低い、そのような状況。北海道内だけでも唯一不交付団体なのは、泊村だけだったと記憶しております。そのような状況で安定的な財政運営が行われているかというのは、甚だ疑問だと僕自身は思っておりますけれども、それはほとんどの地方自治体が地方交付税に依存している現実があるから、正直なところ感覚的に依存財源

が相当多いのにも関わらず、安定しているという風に捉えるのは僕自身は少し違うのかなと思っておりませんが、そのところどうでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 財政力指数についてお示しいただきましたけれども、類似町村そして上川北部の町村においても、遜色ないレベルなのかなという風に思います。決して先ほどお話しにあったように不交付団体から程遠いというのは、それは皆さんご承知かと思えます。ほとんどは北海道では、泊村。そして都道府県においても東京都のみが不交付団体という状況でございますけれども、私は依存財源といいながらも地方交付税の総額、これにつきましては、所得税、法人税、酒税、消費税、これを国が一旦徴収してご承知のとおり自治体の方に地方交付税ということで交付しているということなので、先ほど申し上げましたけれども、自治体側としての考えとしては、固有財源であるよと。依存財源といいながらも一般財源であるよという風に認識しているところでございます。ですから見方によっては大変厳しいという見方もございますし、また固有財源、地方あつての国ですから、地方を維持してくためには当然、国が一旦徴収して一定の基準をもって地方自治体に交付する、法律に基づいて交付している仕組みになっているかなという風に考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ありがとうございます。そうですね。20年ほど前、小泉政権時代から地方交付税交付金の額、相当全体で見たら減らされ続けておりますので、自主財源の割合を増やすという努力は惜しまないでほしいなという風には思っております。今のままだでもやはり美深町人口推計出してらっしゃいますけれども、人口の面でいくと衰退していくというのは、この美深町はもう自認しているという風な認識でいるのですけれども、その人口が減り続けているという未来が見えながらも思い切った予算編成というのを行っていないような印象なんですよ。財政力や人口規模もまるで違うのは重々承知の上で別の自治体の例を出しますが、地方でも成功例で有名なのが、兵庫県の明石市だと考えております。子育て支援に重きを置いて、子ども関連の予算が全明石市長の泉房穂さん、就任時の2010年は126億だったところ、2020年には257億円と文字どおり倍増させております。その結果転入による人口増だけではなく、出生率も大きく改善されていて、非常に稀有な例だとは思いますが、実際問題大胆な予算編成を行って成功させている自治体というのが数少ないですけれども、存在はしております。こういう風に子どもにかかる予算だけではなく、人口増に繋がるような大胆なお金の使い方をしてほしいというような提案なのでございますけれども、美深町は徐々にニーズに合わせて条例を変化させていっ

て、柔軟性はあるようには僕自身も感じておりますが、やはり大胆さがないので現状に一切変化がなく静かに沈んでいっているような印象を失礼ながら受けております。一例を出すと、先般中古住宅取得に関しての新条例が制定されましたが補助金の枠が足りない。もっと上積みしたものにした方がいいんじゃないかというような議論があったと記憶しております。あの程度の補助金を支給するだけでは、美深町の未来というのは大きく変わらないのは、恐らく本当のところでは、皆さん理解しているのかなと思っていて、今、前明石市長の泉さんの言葉を借りれば、金がないというのは嘘で無駄遣いが多いだけと。本当に地方の財源が限られて国と違って通貨発行できない地方自治体でありながらも財源はやり繰りすれば確保できるのだと。その気になれば大胆なことが僕もできると思うんですね。優先順位が変わるだけで。必要のない、必要のないといったら優先順位が低いところは予算が削られていくだけで。優先順位が一番高いところが予算が増えていくというそれだけの話だと僕は思うのですよね。だから財源がないというのは、僕はまやかしだという側面があると思っています。人口増に直接的に繋がりそうな予算である、教育費、企業誘致、企業支援、移住支援などにかかるお金をやり繰りして大胆に2、3倍にすることはできないのかという質問なのですけれども、例えば増額した使い道としては、これちょっと今、列挙するのは、本当に突っ込みどころの色々あるところだと思うのですけれども、例として美深町のチャレンジ事業助成金の金額は現在月額5万円で支援期間は最大1年ですが、これを5倍にして月額25万、期間5年にするとか、企業立地優遇措置の上限額を2倍にする。美深町の学校にスクールカウンセラーを雇って教育面で差別化を図るだとか、移住支援金はほとんど国から予算がおりているのかな。多分ほとんどの自治体で単身で60万、世帯で100万というのは変わらず、ここにちょっと美深町の財源を利用して色をつけるなどということもできると思うのですよね。前回の定例会で、町長は別の議員の一般質問での答弁で少子高齢化や人口減少は一朝一夕に解決する話ではなく、地道に政策をやっていくしかないという風に発言されていたと思うのですけれども、恐らく聡明な町長であれば、それだけでは美深町は変わらないというのは理解されていると思います。地道にやっていく、地道に変化させていって、今この現状なので変わることはないのかなというのは理解されていると思います。先ほどおっしゃられたように年間予算の5、6割が、使途が決まっていない、使い道が定まっていない一般財源である地方交付金なので、論理的には大幅な例えば教育費を3倍、4倍にするとか他の財源を切って。そういうことは論理的には可能なので、人口予測で衰退していく未来を公表しながらも、それに抗う大胆な手を打つことはしないのかと。論理的には可能なものにも関わらずそういう大胆な手を打つということを考えていないのかなというような質問で、長くなりましたがその答弁お願

いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 正直言って今、手に持ち合わせている考えはございません。今、色々お話、ご質問をいただいた部分、そういうことも考えられないこともないかなと思いますけれども、その予算を5倍にするだとか、これこそ議員さんの皆さんの理解が得られるのかなという部分、すごく疑問に思う部分ありますけれども、あの程度の支援という部分は、すごく引かかっています。総合的に判断して、そういった支援額に落ち着いたのかなと思いますけれども、この後、またあの程度の支援であれば全然魅力ないよと、直しなさいよと皆さんそういったご意見をいただけるのであれば、またそういった部分で考えていく必要もあるかなという風に思っています。実は、明石の職員で、私もちょっと繋がっている者もいますので、そのまちのことについても情報を得てはいますが、本当にこれは稀と言ったらあれですけれども、成功と言ったらいいんですかね。そういった1つの事例として参考にする部分あるかもしれませんが、人口4,000弱のこの美深町でどういった部分がやっていけるのかという部分。これまで本当に長年先輩たちが苦勞されてここまで築き上げてきた美深町でございますので、何とか良い方向に導いていくのが私の役目かなという風に思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ありがとうございます。少し失言でしたかね。本当に行政の皆様、努力されているのは理解しているつもりでございます。ただ足りないということを言いたかったので、ちょっと気を悪くしたら申し訳ございませんということなのですが、論理的には大胆な予算編成というのは可能だという風におっしゃっていて、でもそれをすることが難しい。現実問題難しいという話だったと思うのですが、では、既存の予算の中でやり繰りするしかない。でもそれは大胆なことはできないということであれば、その予算自体を増やす。ふるさと納税、2の質問に繋がるのですが、ふるさと納税を増やす。美深町の事業者の販路拡大を目指す。そこで例えば年収300万円の方から、年に徴収する住民税は恐らく年間15万円程度だと思うのですが、財政的な面で言えば別にふるさと納税1年間に15人の方に1万円ずつ寄附してもらえれば、1人移住してもらえなくても財政的な面ではクリアできると考えております。僕自身、当選させてもらってから身内を含め知り合いやSNS上で美深町の商品について宣伝すると、結構馬鹿にならない方、数多くの方が言ったら札幌、東京、都市圏、名古屋であったり新潟からどんどん美深町の商品というのを購入して下さってまして、多額のお金というものを美深

町に落としていただいております。だから1人の人間が本気になったら結構色々な方に、親戚であったりだとか、身内の方はじめ、どんどん広めていけると思うのですよね。そういうようなことがあるので、この美深町民を巻き込んで、発信、SNSでもそうですし、町長自身が先頭に立って美深町を復興させましょうと、一枚岩となって復興させましょうというようなスローガンを掲げるといったらあれですけれども、まだ定まってはいないのですけれども、そういうことはできないのかなと思ひまして、例えば先日的一般質問で僕がSNSの宣伝活動について質問した時に、すぐに踏み出せない理由として人材確保の面をおっしゃられていたと思うのですけれども、美深町民の中でSNSを利用されている方は、僕の想像以上に多く存在していて、その方たちに発信していただくということも可能だと思ひますよね。インスタグラムで成功例、神奈川の葉山町をこの間紹介させていただいたのですけれども、葉山町ではインスタグラムを利用して、町民を巻き込んでインスタ映えするような葉山の魅力的な写真のコンクールみたいなのを行って、それによって地域復興に貢献しているというような方式をとっているらしいのですよね。そのように町長自身が先頭になって、良い意味で地元愛を煽るといふか、そういうような取り組みをしていただきたいという風に思ひまして、そうですね。町長自身がこれから先ほど財政的な面であったりとか、人口減に対してどのように歯止めをかけるためにアプローチをかけていくのか。仕掛けていくのかというのをざっくりでいいので教えていただけると有難いです。これからどのように考えているか。教えていただきたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 何か私の就任時の話をぶり返すことになるかなという風に思ひますけれども、前の議会の時にもご答弁申し上げていると思ひますけれども、色々な施策、これを展開しながら本当に地道な先ほどお話がありましたけれども、地道な施策を続けていくということが基本にはございます。その中で、先ほどお話ございましたけれども、うちの新規就農者の条例、商工業の担い手条例、これは本当に全国的に先進的な条例支援制度だということで、本当に有効に活用されてございます。また人口減少、特に子育ても大事かもしれませんけれども、元々カップリングというんですかね。農業、商工業、そういったカップリング的な部分はなかなか思うようにいかない。そういった部分を今後、私は特に支援してそれが人口増に結びついていけば尚更有難いかなという風にも思ひます。また地域おこし協力隊、こういった部分もこれまで以上に任用して参りたいなと考へてございまして、本議会においても補正予算を提案させていただきますが、そういった中で協力隊のミッションの1つの中にも特産品の販売、美深商品の販売等々についてもSNS等々も使った活動についても行っていただければいいかなということで、今その募

集を進めているところでございます。この間、木下議員さんには、知友人とおして多くの美深町の商品をPRしてご購入いただいたということに対しまして、本当に心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） そうですね。まあ地道に政策をやって人口減に歯止めをかける。人口増に転じるように努めるという風におっしゃっていましたが、そうですね。本当に思っていますかね。それ。人口増に転じるというよりも、何と申しますかね。衰退して消滅していくのを期間を延ばすみたいなの。そういうような風に聞こえて、どうしても聞こえてしまうのですよね。大胆な政策というのを打たないと恐らく人口増に転じることはないという風に言い切ってもいいのかなという風に思うのですよね。それが不可能なのであれば、より美深町というものを長く存続させていくために、地道にやっていくというのは、なしではないと思うのですけれども、人口増を諦めたような答弁に僕には聞こえてしまうのですよね。なので、そこら辺がどういう認識なのか。建前で話すしかないと思うのですけれども、できれば本音も織り交ぜて最後にお話をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 人口減少、少子高齢化の問題については、本当に全国的な問題かと思っていますし、美深町のみならず今の担い手についても、外の自治体との取り合いになっています。国の進める少子化対策、これが上手くいっていないのが根本的な問題のかなと思っていますので、都市部中心のベッドタウン的な部分では、人口維持していくのかなと思います。本音のところうちの過疎計画等においても、人口流出を維持していくとか、抑えていく。これはどこの町村もそういった部分が基礎になっているのかなと思います。そういった中でも、人口増に向けた地道な活動は必要不可欠ではないかと。それを止めてしまうと益々人口減に歯止めがかからないということになるので、何とか色々な手を打って人口減少を抑えていくと。そういった部分が最低限の考えかなと思っています。何か大きな事業所が美深町に来るですとか、そういった特殊事情がこの後出てくればまた流れも変わってくるかもしれませんが、今の基幹産業を守ると、また新しい産業、観光産業とそういった方々が本当に毎年のように美深町に条例の成果もあって、新規開業等もしていただいているという部分も大切なことかなと思っていますので、そういったことも大切にしながら頑張っていくしかないのかなという風に考えてございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ありがとうございます。企業が、企業を誘致することができて特殊事情で人口増に転じる、そういう風に状況が変わることもあるとおっしゃっていたので、

そしたら企業誘致にお金を大きく投資していただきたいな。そういうような可能性、そういう手法も捨ててほしくないなという風には思っております。地道に政策をやることも大事だと思いますが、そこら辺の可能性、そこら辺をやるというような手は常に考えてもいただきたいなという風には思っております。コロナが収束して緊急事態宣言は何だと言われておりましたが、地方財政、ひっ迫していてどの自治体も人口減に苦しんでおります、少子化に苦しんでおります。そういう意味ではどの地方自治体も緊急事態だというような認識で問題意識を持って人口増に取り組んでもらいたい。地方創生に取り組んでもらいたいなという風に思っております。最後にちょっと聞きたいのですけれども、今年6月ですかね。地方財政を考える首長の会というのが設立されたとお聞きしておりますが、その会は恐らく地方自治体、ほとんどの地方自治体に案内の旨というのをお送りしているという風に聞いているので、どういう対応を最後にとったか教えていただければ有難いです。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっとその案内文を見たかどうかの記憶がございませんので、どういう対応をとったのかということであれば、加入していないというようなことしか答弁できないかなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） そういうような会があって、是非首長である町長が地方財政、国との関りとかそういうものも含めた勉強会みたいなような会らしいのですけれども、そういう風に設立されたということで加入して勉強していただく。美深町の未来をそういう風に大きな視点で考えていただければなという風には思いました。美深町の未来のために是非できることをひたすら続けて大胆な手を打つというのを忘れずに成果を出してもらいたいと強く願います。僕の一般質問は終わりです。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 木下君の一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第28号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の改正は、町内の医療、介護従事者の人材確保を図るため、修学資金及び就業一時金の対象となる職種を拡大し、修学資金の貸付金額を引き上げる改正をするものです。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げます。

提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正について。美深町保健師等人材確保条例の一部を改正する条例を次のように定める。改正内容につきまして、資料で説明させていただきます。3ページ的美深町保健師等人材確保条例の一部改正の概要、こちらをご覧くださいと思います。まず1つ目。改正の趣旨につきましては、町または町内の病院等に勤務する保健師等の人材確保を図るため、修学資金及び就業一時金の貸付対象となる職種を拡大し、貸付金額を引き上げるというものであります。その内容につきましては、次の第2項、修学資金貸付額の増額と対象職種の追加でございます。表をご覧くださいと思います。まず1つには修学資金貸付金の引き上げでございます。修学資金の月額につきまして、保健師等看護師については5万円から10万円に引き上げます。准看護師については、2万円から5万円に引き上げます。それから介護福祉士については2万円から8万円に引き上げるという改正であります。この貸付金の根拠は資格を取得するために修学する学校等の学費、こちらを参考にして設定してございます。もう1つは、新たに社会福祉士と精神保健福祉士を貸付対象に加えまして、それぞれ月額10万円を貸付できるよう追加いたします。こうした有資格者の確保を促進しまして、介護や福祉サービスの向上を図ろうとするものでございます。次に、第3項の修学資金償還の猶予につきましては、想定しえない事情が生じた時にも対応できるように条項を整備するものであります。現行制度におきましても町内での募集がなくて採用されなかった場合、このような場合には償還を猶予することができるということにしておりますけれども、こうした事情以外にも猶予すべき事案が生じることを想定いたしまして、町長が特別な事情があると認めた場合、こういう規定を設けることと致しました。次に、第4項の就業一時金の貸付対象職種の追加でございます。現在、保健師、看護師、准看護師の3つの職種について就業一時金60万円の貸付対象者としておりますけれども、新たに社会福祉士、精神保健福祉士、そして介護福祉士を加えまして、全部で5つの職種とする改正でございます。この職種追加によりまして、修学資金貸付金の対象となる職種全てが修学一時金の支給対象となります。条例の施行日なのでございますけれども、こちら公布の日としてございます。これは新年度を待たずに年度途中、これからの就業、それから貸付金額の変更に対応できるようにするためでございます。ご理解を賜りたいと思います。この資料の他、次のページから新旧対照表もつけておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。なお、この改正に対応する予算として126万円を追加する補正予算、これを合わせて今定

例会に提出しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上で、議案第 28 号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第 28 号の説明を終了します。

◎日程第 7 議案第 29 号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第 7 議案第 29 号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第 29 号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正について提案説明を申し上げます。森林公園びふかアイランド条例の料金については、令和 2 年 4 月に消費税・地方消費税が 10% に引き上げられたことに伴い、条例の一部改正を行って現在にいたっております。その後、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少、ロシアによるウクライナ侵攻などによるエネルギー価格の上昇。消耗品・原材料などの物価高騰、人件費の上昇など経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、美深温泉も例外ではありません。運営を担う株式会社美深振興公社の売り上げは、コロナ禍からの回復傾向により伸びてきておりますが、それ以上に販売費及び一般管理費は増加し、令和 4 年度の決算では大きな損益を計上いたしました。この難局を乗り越えるため、各種料金への価格転嫁は避けてとおることができないと考え、森林公園びふかアイランド条例の一部改正、料金改定を行うものであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定くださいますようお願い申し上げます提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書 7 ページになります。議案第 29 号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正について。森林公園びふかアイランド条例の一部を改正する条例を次のように定める。改正内容につきまして、資料で説明させていただきます。11 ページの概要をご覧ください。

まず第 1 項の改正の趣旨につきましては、昨今の物価高騰、人件費の上昇といった社会経済情勢の変化に対応し、持続的な施設サービスの維持と利用者の福祉の向上を図るため適正な料金に見直すというものであります。その見直し内容については、次の第 2 項の料金の引き上げについて説明いたします。引き上げ基本率、これを 30% としております。30% の内容につきましては、次の（2）の引き上げ率の内訳にありますように、物価高騰分で 19%、人件費上昇分で 11% とさせていただきます。まず物価高騰分の 19% につきましては、現行の料金というのは令和 2 年度に改定しております。その時点と現在と比較

すると19.3%上昇しているということになっております。これを引き上げ率の根拠としたところでございます。ちなみにここに書いてございます、企業物価指数というのは、日本銀行が毎月発行する公式データでございまして、企業間で取引される商品の価格を指標化したものでございます。かっこ書きで記しておりますけれども、令和2年度比119.3%というのは、令和2年度と令和5年7月の指数、令和2年度から見た令和5年7月の指数、直近の指数でございます。もう1つが人件費の上昇分でございます。北海道最低賃金の令和2年度と現在を比較しますと、令和2年度では861円だった時給が今年度は960円に見直されるという見込みでございまして、額にして99円、上昇率は11.49%となります。令和2年度に料金改定をした時点と比較しますと11.49%上昇しているという状況でございますので、これを人件費分の引き上げ率の根拠としたところでございます。今年度の道内の最低賃金、時給960円につきましては、8月7日北海道地方最低賃金審議会が北海道労働局長に答申した額でございます。それでは、どの施設にどの引き上げ率を適用するかを説明いたします。次の第3項の引き上げ率の適用についての表をご覧ください。この表につきまして、施設ごとに引き上げ率がわかるようにした表でございまして、1つには物価高騰の影響を受ける施設なのか、それから人件費上昇の影響を受ける施設なのか。またはその両方の影響を受ける施設なのか。引き上げ率の根拠について丸印をつけて示してございます。最初の入館料につきましては、最後に説明させていただきます。次の貸室料それから宿泊料、コテージ、キャンプ場、1つ飛びましてパークゴルフ場につきましては、物価高騰と人件費上昇の両方の影響を受ける施設として30%の引き上げとしました。下から3行目の野外ステージにつきましては、人件費上昇分だけ引き上げることにしてございます。というのは、野外ステージで電力を使うときには実費徴収するというようになっておりますのと、使用実態として利用者が発電機を持ち込んで使用する形態がほとんどでございまして、物価高騰分の影響は極めて少ない施設であるからでございます。一番下のテニスコートにつきましては、動力や消耗品を使うことがありませんし、施設管理の手間もあまりかからない施設でございまして、料金は改定せずに据え置くこととしたところであります。戻って一番上の入館料なのですけれども、入館者にご利用いただくお風呂、それからご利用いただく施設の管理につきましては、両方の影響を受けますので、30%を引き上げるのが本来の引き上げ率だといえます。仮に30%引き上げますと備考欄に記載したとおり、大人は585円、子どもは286円となりますが、美深温泉につきましては、多くの町民が利用する公衆浴場としての役割もありますし、もう1つは近隣市町村の施設の料金も勘案いたしまして、大人は500円。子どもは250円に抑えるという判断をしたところでございます。次に、いつから新しい料金にするのか、

次の第4項料金改定日についてご覧いただきたいと思います。美深温泉の令和4年度の決算は売り上げが伸びたものの物価高騰により経費がかさんで1,817万円の純損失となっております。この詳細につきましては、6月に議会に提出いたしました経営状況説明書をご覧いただきご承知いただいているかと思っております。これを解消するためにできるだけ早い時期に新料金を適用して令和5年度の収支改善を図る必要があると考えております。今定例会で議決をいただいたとしても、周知や準備には一定の期間が必要ですので入館料以外の部分については、令和6年1月1日からとしたところでございます。その入館料につきましては、多くの町民の皆さんが利用している状況とそれから物価高騰の影響を受けての生活が続いている中で、収支改善を図るという目的ばかりを主張するわけにはいきませんので、負担をいくらかでも軽減できるよう3カ月遅らせて、令和6年4月1日からとしたところでございます。改定日につきましては、施設運営の視点ではなるべく早く引き上げる必要があるということと、その一方では暮らしの視点では、なるべく引き上げを避けたいというようにも相反する対応が求められますけれども、両方の視点から見て総合的に判断したことでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。次に、第5項の新料金についてですけれども、こちらは12ページの別紙各施設の料金比較表をご覧ください。料金の改定根拠は今説明したとおりでございますが、これを金額で表しますとこのページにまとめた各施設の料金比較表のようになります。この表の元になっているのは条例に規定しております別表でございます。現在の料金と新しい料金を上下に2段書きして表しております。例えば上の表の林業保養センター、つまり、びふか温泉なのですが、こちらの入館料の大人の料金の欄を見ていただきますと上にかっこ書きで450、その下に太字で500と記載しております。上のかっこ書きで記載している額が現行料金、下の太字で記載しているのが改正後の新料金でございます。この差額50円が引き上げ額ということになります。改正カ所が多いので説明は割愛させていただきますので、詳細はそれぞれご覧いただきますようお願いを申し上げます。また14ページからもう1つの資料として新旧対照表を付けてございますので、こちらを審議の参考にしていただきますようお願いいたします。以上で、議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第29号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について提案説明を申し上げます。北海道市町村職員退職手当組合は、市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、北海道内の市町村、一部事務組合、広域連合が共同で設置している組合であります。この組合を組織する団体に、1団体が加入することに伴い、規約の変更が必要になったものでありまして、関係団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の19ページです。議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。規約の変更の内容につきましては、次のページに資料を付けてございますので、資料をご覧いただきたいと思っております。まず改正の趣旨ですが、組合を組織する団体に、後志広域連合が加入することに伴う規約の一部変更です。この中の規約の中の別表（2）に、一部事務組合及び広域連合の表が載っておりますけれども、ここの区分でいうと後志管内この項に後志広域連合を加える改正となっております。ここのこの規約の附則になるのですけれども、この枠の外に書いてありますけれども、この規約の施行期日は附則に規定するように総務大臣の許可の日からということになってございます。以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第30号について採決します。議案第30号 北海道市町村退職手当組合理約の変更について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第30号は可決されました。

◎日程第9 議案第31号乃至議案第33号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第31号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第4号）乃至議案第33号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長(草野孝治君) 議案第31号から議案第33号で提出しております一般会計及び2特別会計の補正予算につきまして、一括して提案説明を申し上げます。はじめに、議案第31号 令和5年度美深町一般会計補正予算(第4号)について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、主に8月上旬の大雨により緊急に対応が必要となった経費や被害を受けた道路・河川の復旧にかかる費用を追加措置するものであります。その他、総務費では地域おこし協力隊の活用を一層図るべく新たな取り組みに関する経費や過年度事業の精算に伴う返還金の追加の補正。衛生費においては、議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正でご提案しております、保健師等養成就学資金貸付金等にかかる追加の補正や有害鳥獣の捕獲頭数の増加に伴う補助金やエゾシカの捕獲頭数の追加に伴う処理費用の追加。商工費ではびふかアイランド施設の修繕にかかる費用や第三セクター経営安定を図るための負担金の追加。教育費では文化会館COM100火災受信機の更新工事をはじめ、施設や設備等の修繕にかかる費用や町民体育館のアスベスト含有調査のための委託料などについて措置するものでございます。次に歳入であります。只今申し上げます追加補正にかかる財源につきましては、前年度繰越金で措置するほか、特定財源や町債、臨時財政対策債について整理しております。以上によりまして一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ8,101万8千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ52億8,133万9千円となるものでございます。次に、議案第32号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。歳出につきましては、令和4年度の実績により国・道及び支払基金の負担金等の額が確定し、超過交付されている負担金等の返還金と地域包括支援センターで管理しております。公用車の物損事故による車両の修繕料を追加するものであります。歳入につきましては、前年度実績確定に伴う追加交付金と一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金を充当するものであります。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ2,153万3千円を増額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億2,743万3千円となるものでございます。次に、議案第33号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出では去る8月9日夜に小車観測所で観測された1時間あたり43ミリの降雨により報徳のオテレコッペ川が増水し、恩根内浄水場水源取水口に設置してあったフトン籠が損壊したため、これらの復旧にかかる修繕費を追加するものであります。歳入では歳出で追加する修繕費相当額を水道使用料にて追加措置するものであります。これによりまして、北

部簡易水道事業特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ6万2千7百円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ1,782万7千円となるものであります。以上、一般会計、介護保険特別会計及び北部簡易水道事業特別会計の補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議いただき、原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第31号のご説明を申し上げます。別冊の議案書をご覧くださいと思います。議案第31号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第4号）。令和5年度美深町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） それでは、議案第32号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第32号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） それでは議案第33号のご説明を申し上げますので別冊で配布しております議案の方をご覧くださいと思います。議案第33号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第31号乃至議案第33号の説明を終了します。

◎日程第10 認定第1号乃至認定第7号

○議長（南 和博君） 次、日程第10 認定第1号令和4年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号令和4年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 令和4年度各会計の決算審査をお願いするにあたりまして、認定第1号から第7号まで全7会計の決算状況をご説明申し上げます。まず一般会計の決算について申し上げます。令和4年度は希望する全ての方を対象としたワクチン接種事業の他、

物価高騰などによる影響を緩和するため、主に低所得者を対象とした給付金給付事業さらには学校給食の負担抑制など子育て世帯の支援、農業や建設業、福祉施設などへの給付金の給付、各家庭における照明器具を省エネルギーのタイプに取り換えるための費用の助成などの対策を実施して参りました。決算としては、歳入で9,583万円、1.6%の減。歳出では2億3,219万円、4.3%の減。いずれも前年度を下回る決算規模となっております。歳入では、町税の徴収率は前年同となったが、収入額では1.8%の減となりました。一方で臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は前年比で6,386万9千円。1.8%の減少となっております。地方債については、町債残高は前年度より8.4%減少しております。なお、基金については、財政調整基金への積み立てなどによって年度末残高が増加している状況にあります。こうした財政運営によりまして、実質収支は5億5,522万6千円の黒字となりました。この決算剰余金については、2億7,770万円を財政調整基金に編入し、残る2億7,752万6千円を令和5年度会計に繰り越したところであります。次に、認定第2号令和4年度国民健康保険特別会計決算について申し上げます。加入被保険者数が引き続き減少傾向にあり、前年度と比較して57人減少し、国保税についても4.4%の減少となっております。医療給付は入院件数の減少などにより、医療費全体としては11.1%の減少となり、国保会計総体では3.3%減少となっております。これによりまして、令和4年度の決算額は歳入総額5億4,457万6,474円。歳出総額5億4,044万4,912円。差引413万1,562円の黒字となっております。413万1,562円につきましては、歳入における普通交付金の過大交付分であるため、翌年度に繰り越しをし、返還する財源となるものであります。なお、国保財政調整基金の年度末現在高は、253万7,449円増加して、1億5,780万2,874円となっております。次に、認定第3号令和4年度後期高齢者医療保険特別会計決算について申し上げます。加入被保険者数が前年度より8人増加しておりますが、被保険者の所得が減少していることにより後期高齢者医療保険料については、4.6%減少となっております。これによりまして令和4年度の決算額は歳入総額7,876万2,953円、歳出総額7,862万2,913円。差引14万400円を翌年度に繰り越したところであります。次に、認定第4号 令和4年度介護保険特別会計決算について申し上げます。令和4年度の要介護・要支援認定者数は前年度と比較して、1.8%減少し、保険給付費については、サービス利用の増加により前年度と比較して、0.5%の増加となったところです。これによりまして令和4年度の決算額は歳入・歳出それぞれ5億5,382万3,184円となったところがございます。なお介護給付費準備基金の年度末現在高は、259万5,627円減少して、6,322万3,281円となっております。次に、認定第5号 令和4年度

北部簡易水道事業特別会計決算について申し上げます。歳入における水道使用料では、農業用と休止以外の用途について増加したことから、前年度と比較して1.0%の増加となりました。また歳出において令和6年度からの公営企業会計適用に向けた公営企業会計システム導入業務を実施したところであり、これによりまして、令和4年度の決算額は歳入・歳出ともに2,281万7,225円となりますが、これは歳入の不足額を一般会計から繰り入れているため、歳入・歳出同額の決算となるものでございます。次に、認定第6号令和4年度下水道事業特別会計決算について申し上げます。今年度は公共下水道事業長寿命化計画に基づく浄水管理センター機械設備の改修工事、個別排水処理事業設備の維持補修などを行ったほか、令和6年度から公営企業会計適用に向けて公営企業会計システム導入業務を実施いたしました。決算額は、歳入・歳出ともに2億2,498万223円となりますが、こちらも歳入不足額を一般会計から繰り入れているため、歳入・歳出同額の決算となるものでございます。最後に認定第7号令和4年度美深町中央簡易水道事業会計決算について申し上げます。住民の快適な生活に直結している水道事業につきましては、清浄で安全な水を安定的に供給するために水道施設の計画的な更新・維持管理をするとともに事業の経営効率化に努めて参りました。財政面では、収益的収支で1,142万1,189円の純利益が生じ、年度末利益剰余金は4億2,630万1,279円となったところであり、また資本的収支につきましては、2,927万5,252円の不足が生じましたが、減債積立金、内部留保資金等をもって補てんしております。この結果翌年度繰越現金は、3億6,635万319円となったところでございます。以上、美深町一般会計、5特別会計及び中央簡易水道事業会計の決算概要についての説明といたします。よろしくご審議いただき認定下さいませようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 以上で、認定第1号乃至認定第7号の説明を終了します。これから認定第1号乃至認定第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。

お諮りします。本件については、議長及び2番望月議員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。お諮りします。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第4項の規定により木下議員、中瀬議員、名取議員、蠣崎議員、田中議員、小口議員、藤原議員、和田議員、荒川議員の

9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は只今申し上げた9人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により決算審査特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び決算審査の日程の決定をお願いします。ここで暫時休憩します。再開は概ね午後3時といたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時59分

○議長(南 和博君) 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長(竹田 哲君) 休憩中に決算審査特別委員会が開かれ正副委員長の互選並びに決算審査の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に荒川委員、副委員長に小口委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は9月13日、14日の2日間と決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第11 報告第3号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長(南 和博君) 次、日程第11 報告第3号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。はじめに総務住民常任委員会の報告です。

7番 小口君。

○7番(小口英治君) それでは、総務住民常任委員長として、所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告いたします。調査日 令和5年8月8日。調査事項 高齢者福祉・介護サービス(特別養護老人ホーム・グループホーム等)の現状と課題について。調査内容 ①町内各施設(入居・通所利用)の定員及び利用実績の状況と待機者数、これはデイサービスも含むものでございます。2つ目には今後の町内施設基盤の整備、人材確保策、特別養護老人ホーム建替えについての事業の把握です。調査方法は聞き取り。調査の内容を申し上げます。①町内各施設(入居・通所利用)の定員及び利用実績の状況と待機者数

について。各施設の定員及び利用実績。平成30年度から令和4年度までの5年間の各施設の入所定員と平均入所者数、待機者数について実績資料の提出を受けて調査しました。特別養護老人ホームでは、令和2年度までは定員50人に対して、平均して常時50人の入所でありましたが、令和3年度では平均47人、4年度においては平均45人と減少しました。これは入院や従事者不足により入所数の抑制が行われたことによるものと説明がありました。また入所待機者数は平均して30人で経過しています。グループホームは2施設で定員合計45人、令和4年度に9人増でこちらも令和3年度定員36人まで平均して定員36人まで入所がありましたが、令和4年度は平均入居39人で定員比6人の減となりました。これは定数増がすぐに埋まらないこともあるが、こちらも従事者不足による入居抑制が行われることによるとの説明がありました。通所系利用サービスは4施設で行われ、定員の合計は43人です。平均通所者数は合計で平成30年度33人、令和元年度34人、その後のコロナの影響により令和2年度32人に減少しましたが、令和3年度と4年度は33人に回復しております。短期入所など宿泊系利用サービスは3施設で行われ定員の合計は20人です。特別養護老人ホームの短期入居サービスでは、定員10人に対して平成30年度平均1日3.8人の利用でありましたが、令和4年度は0.5人とコロナの影響により減少が大きいという報告です。入所待機者等の状況。令和5年6月の待機者の状況は、特別養護老人ホーム35人、グループホーム2施設で7人である。特養待機者35人の内訳は在宅5人、入院中9人、他施設に入所中21人となっている。グループホーム待機者7人の内訳はいずれも在宅です。従事者の人材不足のためと思われるが、待機者がいるにも関わらず定員を満たしていない実態があります。住所地特例者の状況では、町外からの特別養護老人ホーム入所者7名、美深町から町外への施設利用者は26人になっています。②今後の町内施設基盤の整備、人材確保策、特別養護老人ホーム建替えについての事業の把握。施設従事者の定員と配置状況、独自の人材確保策の状況。各施設において、職員の配置基準は満たしており、今のところ運営に支障はないものの一部で介護・看護職員の不足が生じている。社会福祉法人美深福社会では、人材確保対策として独自の奨学金制度（学校卒業後美深福社会に勤務する条件で月額4万円を貸与。貸与期間に1年を加えた年数勤務した場合に返済免除）を実施していますが、ほかには各施設とも人材バンクによる募集が主で、一部施設では外国人を雇用しているが、全施設とも雇用の面で苦慮している状況であります。特別養護老人ホーム建替えの概要。特別養護老人ホーム建替えの概要は入所定員50人から40人、短期入所10人から8人、デイサービス15人は変わらないが、別運営を基本に検討している。年度計画と事業費も示されているが、事業費がさらに増額になる懸念も生じているので慎重な対応が必要である。調査のまとめに入り

ます。調査のまとめ。今回の調査は美深町総合計画に搭載され、さきの第2回定例会において基本設計に向けた令和5年度補正予算が決定された特別養護老人ホーム建替えを契機に、関連する町内各施設の状況を合わせて調査を行った。調査を通じて、近年の各施設の利用実績に加えて、従事者不足による入所制限がすでに発生している実態とともに、事業者による独自の人材確保対策も進めていることが明らかになった。また特別養護老人ホーム建替えについては、50床から40床への縮小、短期入所の縮小、デイサービスの独立運営等の計画概要が示されたが、それに伴う運営体制や待機者の解消策、施設の個室化による入居費用の増加、多床室を含める検討をはじめ、町民の希望や心配が予想される事項について、今後の協議や対応が必要な課題も明らかになってきた。令和2年に実施された所管事務調査から3年が経過したが、当時の調査報告でも町民が求めるのは、必要な時期に入所できる状況であり、そのためには利用者の推移、将来の人口構成等を総合的に判断し、待機者の解消策を介護保険事業計画に示すべきとされていた。今年度は第9期美深町高齢者保健福祉計画・美深町介護保険事業計画策定の年度でもあるが、上記の課題に対して調査時点では明確な考えが示されていない。令和5年度に基本設計に着手し、6年度実施計画、7年度建設、8年度の運用開始の年度計画が示されているが設計の内容をはじめとして、今後の建設さらには運営開始に向けた多くの課題が想定される。安心できる老後を送れるよう最大限の努力を傾注して様々な課題に取り組むべきであり、合わせて町民、自治会、地域ケア関係者、そして議会への情報提供や協議が時機を逃さずに行われるよう望むものであります。以上、所管事務調査の報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。なければ次、産業教育常任委員会の報告です。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） それでは産業教育常任委員会所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告いたします。調査日 令和5年8月21日。調査事項 認定こども園美深町幼児センターの現状と課題について。調査内容は、①入園児数と時間外保育等利用者の推移。②保育士等職員の採用状況と就労に関わる現状と課題。③保護者アンケートを踏まえた取組みの充実について。④子育て支援室と保健センターや各関係機関との連携状況。調査方法は現地視察と聞き取りです。まず現地視察について、令和3年度に実施された駐車場、園庭の整備事業のその後を状況調査いたしました。駐車場に関しては、整備により課題とされていた路上駐車解消が図られており、安心安全な環境整備に繋がっていました。園庭については、園児が広々とした環境で砂遊びや水遊びを楽しむ姿を参観し、暑い日でも

園庭内の木陰と芝生により地熱からの気温上昇が抑制されていることや、気温状況に応じた活動内容の設定で熱中症を予防するなど、園児が楽しく安全に活動できる環境整備に努めていることを確認いたしました。また各教室内にはエアコンが設置されており、近年の夏場の気温上昇に対応がなされておりました。続いて、調査内容についてです。①に関して、令和元年度から令和5年7月末時点の園児数および保育の利用状況では、園児数は毎年0歳児から5歳児までの合計95人から100人程度が在籍しており、傾向としては2号認定と3号認定が多いことが挙げられ、共働き家庭の増加が要因となっております。主な課題としては、配慮を要する子どもが増加傾向にあり、現在は名寄市の発達支援センター「こどもランド」と連携し、訪問カウンセリングや指導を受けておりますが、職員の特別支援教育に関する理解・研修、指導法の工夫と、担当する職員同士や保護者との共通理解が一層求められることがあげられております。②について、センターの正職員数は8月1日現在、14名。会計年度任用職員数が27名で合計41名。冬季間は代替保育士2名増員で、合計43名が従事しております。職員の採用状況は、過去5年間の資料で令和2年10月の採用から新卒採用がなく、社会人採用のみで保育士等の確保は、どの地域も困難な状況を抱えており、特に都市部から離れた地域では獲得が難しく年々採用が厳しさを増しております。配置基準と保育体制については、3歳児の配置基準が国の基準で20：1に対し、15：1に緩和したり1人目の保育士が保育する子どもの数を配置基準に対して、1.0までとしたり、配慮を要する園児への手厚い補助員の加配をするなど部分的に町独自の基準を設け充実を図っております。③について、保護者アンケートの実施については、学校教育法施行規則に基づいた学校評価としての保護者アンケートと職員が行う自己評価を年2回実施、保護者からは全項目で90%以上の肯定的評価をいただいております、アンケート結果を公表し、教育・保育の充実に活かしております。その他に、運動会や発表会終了後の行事アンケートや年1回の給食アンケートを実施しております。④について、子育て支援室では、支援室を遊び場として開放し、令和3年度からは新たに広い遊び場の提供と保健師との連携がしやすくなるなどを目的に保健センターの集団検診室での実施へと拡大されております。また遊びの広場の開催や育児相談、ママの会、絵本の貸出しや保健師・栄養士による子育てミニ講演会などに取り組んでいます。幼児教育と小学校教育の円滑な接続の充実を図ることを狙いとした幼・小連携についても年間で数回、計画的に小学校との交流活動を取り入れ、幼・小連携会議を中心に連携が図られております。最後に調査のまとめといたしまして、年2回実施している学校評価としての保護者アンケートでは、ほぼ9割の保護者から高評価を得ており、職員の皆さんの努力の成果であると高く評価するところでございます。しかしアンケートの回答率においては、6割にとどまっており、客

観的な評価材料となる保護者アンケートの回答率向上を目指し研究が必要であると思います。保護者からの要望に対しては、できる限りの配慮で改善に繋げるよう今後も分析・研究を望むものです。今回、調査においては、課題として特別な配慮が要する園児が増加傾向にあること、保育士の確保が厳しい状況という2点をあげることができました。特別な配慮を要する園児の増加については、補助員を配置することで手厚い配慮がなされておりますが、今後担当する保育士、補助員の増員や資格保有者の確保など体制を検討するべきである。また、名寄市発達支援センター「こどもランド」には、現在3歳児1名、4歳児1名が通所しておりますが、通所者が増加する場合には一層の連携強化や支援等の検討が必要であると思われます。保育士の確保と体制については、町の基準に基づく必要配置数は現在の園児数と要配慮児の状況から、加配分の補助員を含む18人が常時必要であり、勤務は時差出勤によるシフト制でやりくりしている状況、職員の不足が生じた際は、保育士の確保は年々厳しい状況下にあります。今後については、会計年度任用職員と代替保育士の確保が課題であり、町内在住の元保育士や資格保有者のリストを充実させ、確保に努めるべきとまとめさせていただきました。以上、産業教育常任委員会の所管事務調査の報告を終わらせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について、質疑ございますか。なければ以上で報告を終わります。

◎日程第12 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第12 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。12日から14日までは議案審査並びに決算審査特別委員会のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、12日から14日までは休会とします。以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後3時18分

令和5年第3回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和5年9月15日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第1号 委員会報告 令和4年度美深町一般会計決算の認定について
- 第 3 認定第2号 委員会報告 令和4年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 4 認定第3号 委員会報告 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 第 5 認定第4号 委員会報告 令和4年度美深町介護保険特別会計決算の認定について
- 第 6 認定第5号 委員会報告 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 7 認定第6号 委員会報告 令和4年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について
- 第 8 認定第7号 委員会報告 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正について訂正の件
- 第10 議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正について
- 第11 議案第29号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正について
- 第12 議案第31号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第32号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第33号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 同意第17号 監査委員の選任について
- 第16 同意第18号 教育委員会委員の任命について
- 第17 意見書案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について
- 第18 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 第19 意見書案第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 第20 意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、す

べての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

第21 議員派遣の件

第22 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

1番 木下 広 悠 君	2番 望 月 清 貴 君
3番 中 瀬 亮 太 君	4番 名 取 明 美 君
5番 蠣 崎 一 生 君	6番 田 中 真 奈 美 君
7番 小 口 英 治 君	8番 藤 原 芳 幸 君
9番 和 田 健 君	10番 荒 川 賢 一 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 草 野 孝 治 君	副 町 長 川 端 秀 司 君
総 務 課 長 中 江 勝 規 君	総務課上席主幹 小 野 勇 二 君
住 民 生 活 課 長 桜 木 健 一 君	保 健 福 祉 課 長 小 林 一 仙 君
農 務 課 長 山 崎 義 典 君	建 設 水 道 課 長 中 林 秀 文 君
会 計 管 理 者 事 務 代 理 者 桜 木 健 一 君	総 務 グ ル ー プ 主 幹 内 山 徹 君
生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹 川 端 健 君	税 務 グ ル ー プ 主 幹 中 野 浩 史 君
保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹 和 田 政 則 君	農 業 グ ル ー プ 主 幹 前 田 直 久 君
建 設 林 務 グ ル ー プ 主 幹 田 畑 尚 寛 君	水 道 住 宅 グ ル ー プ 主 幹 町 屋 英 雄 君

◎教育委員会

教 育 長 杉 本 力 君	教 育 次 長 大 堀 裕 康 君
教 育 グ ル ー プ 主 幹 元 岡 友 之 君	教 育 グ ル ー プ 主 幹 前 田 貴 也 君

◎農業委員会

農 業 委 員 会 会 長 藤 本 博 君	事 務 局 長 山 崎 義 典 君
-----------------------	-------------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本 守 君 事務局 長 竹 田 哲 君

◎議会事務局

事務局 長 竹 田 哲 君 事務局 副主幹 服 部 満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。去る9月13日、14日決算審査特別委員会が開かれ、付託事件の認定第1号乃至認定第7号の審査を行い、それぞれの審査結果報告書が議長あてに提出されており、本日の会議に付議しております。次に、追加議案について申し上げます。長側提出のものは、議案の訂正1件、同意2件です。議会側提出のものは、意見書案4件、議員派遣1件、承認1件で、本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号 委員会報告 令和4年度美深町一般会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 認定第1号令和4年度美深町一般会計決算の認定について乃至日程第8 認定第7号令和4年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。本件、認定第1号乃至認定第7号は、決算審査特別委員会に付託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について一括してご報告いただきます。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。認定第1号乃至認定第7号について決算審査特別委員会の報告を申し上げます。令和5年第3回定例会において本特別委員会に付託されました認定第1号令和4年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号令和4年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について去る9月13日と14日の2日間、各会計決算書、財産に関する調書、決算説明書、主要施策評価調書、監査委員意見書等に基づき審査を行いました。審査の経過につきましては、議長並びに監査委員を除く全議員で構成する特別委員会ですので、省略をさせていただきます。審査の結果は、認定第1号乃至認定第7号について、全員の賛成で認定すべき

ものと決しました。以上、委員長報告として終わらせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告は、認定第1号令和4年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号令和4年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については、全員賛成で認定すべきものという報告です。決算審査特別委員会は、議長及び監査委員を除く全議員で構成する委員会です。従って質疑討論を省略し採決を行います。日程第2 認定第1号令和4年度美深町一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第1号については認定することに決しました。

◎日程第3 認定第2号 委員会報告 令和4年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 認定第2号令和4年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第2号については認定することに決しました。

◎日程第4 認定第3号 委員会報告 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 認定第3号令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第3号については認定することに決しました。

◎日程第5 認定第4号 委員会報告 令和4年度美深町介護保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 認定第4号令和4年度美深町介護保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、認定第4号については認定することに決定しました。

◎日程第6 認定第5号 委員会報告 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について

○議長(南 和博君) 次、日程第6号 認定第5号令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、認定第5号については認定することに決定しました。

◎日程第7 認定第6号 委員会報告 令和4年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について

○議長(南 和博君) 次、日程第7 認定第6号令和4年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、認定第6号については認定することに決定しました。

◎日程第8 認定第7号 委員会報告 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について

○議長(南 和博君) 次、日程第8 認定第7号令和4年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、認定第7号については認定することに決定しました。

◎日程第9 議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正について訂正の件

○議長(南 和博君) 次、日程第9 美深町保健師等人材確保条例の一部改正の訂正の件を議題とします。町長から議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正の訂

正の理由説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第28号の訂正について、ご説明を申し上げます。令和5年9月11日に提出いたしました議案第28号美深町保健師等人材確保条例の一部改正につきましては、就学資金及び就業一時金の対象となる職種を拡大し、就学資金の貸付金額を引き上げるよう改正する提案をしたところではありますが、就業先の対象となる社会福祉事業所を追加する改正が漏れていたため訂正を求めるものでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは私の方から訂正する内容について説明させていただきます。訂正請求書の2枚目に正誤表をつけておりますので、その下の表の右側の改正案をご覧くださいと思います。条例第2条にこの条例の対象となる施設、いわゆる事業所です。それと対象となる資格保有者、いわゆる対象者、人ですね。これを定めております。事業所につきましては、第1項対象者、人につきましては、この正誤表に記載はございませんけれども、第2項に規定しております。今回の改正では対象者を拡大するということで、先に提出いたしました改正案で社会福祉士と精神保健福祉士を追加済みなのですが、これらの該当者が働く事業所について改正漏れがございました。その事業所について若干説明いたしますが、条例第2条第1項、ここに書き記しているところで、対象としている事業所は病院等という言葉でまとめておりますけれども、1つには病院、もう1つには診療所、そして3つ目に社会福祉事業を行う事業所でございます。改正漏れがありましたのは、この3つ目の社会福祉事業を行う事業所でございます。今、美深町内には社会福祉法第2条第2項こちらに規定する事業所の他にも、この法律の第2条第3項に規定する事業所も多く存在してございます。町内で福祉事業を行っているすべての事業者を対象とするためには、この社会福祉法第2条第3項に規定する事業所を加えなければなりません。そのための改正が必要ありますので、訂正をお願いするものであります。この度の制度改正の目的は、美深町の行政と、それから民間事業者が一体となりまして、美深町全体の福祉サービスの向上を目指すものでございます。これを推進する観点からこの訂正についてご了承賜りますようお願い申し上げます。また今後このような訂正事案が起きないように十分に留意して参りますので、合意をしていただきますようお願いいたします。以上で、議案の訂正請求についての説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） お諮りします。只今、議題となっております議案第28号美深町保健師等人材確保条例の一部改正の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、美深町保健師等人材確保条例の一部改正の訂正の件を許可することに決定しました。

◎日程第10 議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第10 議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第28号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 和田君。

○9番(和田 健君) 保健師等人材確保条例の制度の方は、素晴らしい町内の不足する職種の確保として素晴らしい制度だなということを改めて確認したところでございますけれども、実際今回の決算の評価調書にも、看護師、介護士、コメントで人材不足が多くみられたかなという風に私認識しているところでございまして、その実態としてわかる範囲で結構ですので、この新しく新設されます社会福祉士、精神保健福祉士の方をこの町内で不足している人数がわかれば結構ですので教えていただけたら有難いです。

○議長(南 和博君) 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹(和田政則君) 町内の福祉施設で、介護従事者の部分で不足している人数ですが、現在把握している部分で9名、介護従事者で9名の職員が不足しているような状況でございます。

○議長(南 和博君) 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第28号について採決します。議案第28号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第28号は可決されました。

◎日程第11 議案第29号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第11 議案第29号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第29号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番 蠣崎君。

○5 番（蠣崎一生君） 質問させていただきます。温泉利用料金の値上げに関して提示された根拠である人件費を含めた物価上昇率 30% は、妥当なものだと思います。しかし改正案における入館料、入館料のみについてでございますが、引き上げ幅が人件費高騰分の 11% に相当する 450 円から 500 円にとどまっている理由について質問させていただきます。これは、温泉入浴などにかかるコストは人件費にしかかかっていないという考えでよいのか。または残りの 19% にあたる 85 円は、びふか温泉が損失として負担するという考えなのかお聞きいたします。

○議長（南 和博君） 小野総務課上席主幹。

○総務課上席主幹（小野勇二君） 只今、ご質問ありました入館料を 500 円に設定した理由ということかと思えますけれども、びふか温泉には公衆浴場としての役割も 1 つあるのかなというところで、暮らしに必要な浴場ということで町民が多く利用しているということも考慮した上で料金設定をやや抑える。その抑える幅としまして、どの辺が妥当かというところは難しい部分があるのですけれども、1 つは近隣市町村にあります類似施設ですね。そこの料金設定を参考にした上で 500 円と設定したところです。残りの 85 円分はどういう負担になるかということになると、やはり公社の負担ということになるかと思えます。

○議長（南 和博君） 6 番 田中君。

○6 番（田中真奈美君） 今回ですね。私も蠣崎議員と同じことをちょっと聞かせていただこうと思っていたのですけれども、現在も温泉の方は町の方で負担する金額の方が多いと思っておりますが、やはりその公衆浴場という町民への利用の役割が強いということで、今回の方にとどまったということで間違いはないということでもよろしいですか。あくまでもその負担分については、赤字になった場合の町の補填とするという形になってくるのかちょっとお聞かせください。

○議長（南 和博君） 小野総務課上席主幹。

○総務課上席主幹（小野勇二君） 前段のご質問については、先ほど説明したとおり、町民への利用の観点から若干抑えたという考えでございます。残りその赤字負担といったところの考え方については、今後の経営状況を見ながらさらに負担するかどうかは、今後の状況によってまた判断していきたいということになるかと思えます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） この件に関しまして、全員協議会の方を先に開かれておりまして、

その場でも私申し上げさせていただきましたけれども、やはりこの施設この改正の趣旨にございます持続的な施設サービスの維持というようなところを主観にしますと、施設の維持というのは人があって、はじめてできるものではないのかなと僕はそこを重要視しているところです。全員協議会の中でも私の方では、この引き上げの基本率30%の内訳の内、人件費上昇分の11%、そこはこの北海道の最低賃金ではなくて、これからまた賃金も上昇する可能性もありますし、今現状でも温泉のパート職員の時給は千円を超えるような状態になっているところもあるというところで、この11%をもう少し実態に即したパーセンテージにするべきではないかと申し上げたところでございます。改めてそれに関してご回答をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 小野総務課上席主幹。

○総務課上席主幹（小野勇二君） 只今の件については、全員協議会の中でもお話あったことは承知しておりますけれども、一定のこの上昇の率を設定する上で、この最低賃金をベースにするのが妥当ではないかというのが一番理由となっておりますけれども、それ以上賃金を上げるかといったところは、美深振興公社での判断になろうかと思っておりますので、料金設定の根拠としましては、この人件費は11%相当ということで算定をしているところです。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） その根拠というところは、これまでもその温泉の正直なところ町民からの評価というか、そういったところでは、あまりにも人を使いすぎているのではないとか、そういうことを私も聞きながらこれまで来たところでございますけれども、温泉のその運営に関してですよ。やっぱりそのどうしても周りから人を従業員として集めるにあたって、その最低賃金よりも今のところはずっとプラス50円で募集しながら何とかやりくりしてきたという実態がある。そんな中で、その町として960円設定するということはわかりますけれども、今もうすでに960円設定では人はもう本当に寄ってこれない。それを公社に任せますというのもちょっと僕は無理があるのではないかなと思うのですけれども、いかがですかね。

○議長（南 和博君） 小野総務課上席主幹。

○総務課上席主幹（小野勇二君） 繰り返しにはなるかと思っておりますけれども、やはり料金設定の今回の改正ですので、その部分については根拠としてはこの最低賃金を採用させていただいているということで、雇用に関するその賃金の上昇分というところでいくと、やはり料金に反映する部分も必要かと思っておりますけれども、それは別な方向から検討していただいて、採用、職員の確保といったところを検討していければとは思っておりますけれども、今

回の料金については、この最低賃金を採用させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） 今、小野上席が答弁したとおりでございますけれども、1点ちょっと誤解があるかなと思いますけれども、今回のその11%という率はあくまでも最低賃金の上げ幅を考慮したという部分で、温泉の職員の賃金を960円に設定するわけではなくて、上げ幅をこの料金改定の中で参考にさせていただいたということでございますので、その辺はちょっと誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。ここで本件に対しまして、5番 蠣崎君から修正案が出されておりますので、資料を配布いたします。本件に対して、お手元に配布しました修正案を原案と合わせて議題とし提出者の説明を求めます。

5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） それではまず第29号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正に対する修正動議について理由を説明させていただきます。利用料金の値上げはすべきだと考えますが、入館料の値上げが500円にとどまる原案に反対の立場とさせていただきます、料金の上限設定を行うべきだと考えます。理由といたしましては、執行部から提示された物価と人件費の上昇率30%が妥当なものであるからです。また先月8月18日に総務省から公表されたCPI、消費者物価指数は生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数であります。前年同月期では4.3%上昇し、前月期では0.4%増加しております。今後の物価後退は考え難い状況です。岸田総理が最低賃金を2030年半ばまでに、1,500円に引き上げることを目標にかけているという報道もあります。このようなインフレ加速が予想される中、条例で料金の上限に蓋をするのであれば、物価の上昇リスクも考慮すべきです。温泉経営は後手に回り、今回の値上げ幅では、温泉のさらなる負担を強いる可能性があると考えます。今回の条例は温泉の値上げを進めるものではなく、経営状態に鑑みた利用料金の上限を設定し、実際の利用料金は温泉の経営陣に委ねることが望ましいと考えます。上記の理由から原案に反対の立場を取らせていただき、修正案を提示させていただくものです。改めて修正案について説明させていただきます。今回の修正動議につきましては、改めてお伝えしますが、これは温泉の値上げを進めるものではなく、料金の上限を決めることであることをご理解いただきたいと思います。執行部から提示された物価と人件費の上昇率30%が妥当ということを前提のお話ですが、水道光熱費、動力費、アメニティなどのインプットコストが30%上昇している中、11%ほどの値上げ

を上限とすることは、残り19%は温泉が負担しなければならないという説明もいただきました。広告宣伝費やサービス向上などのアウトプットコストを上げて、利用料金の値上げをすることであれば、誰もが納得することではありますが、物価上昇による値上げは皆が反対したくなる気持ちは私も十分承知しております。ですが、今回の条例改正案は、例えるならばりんごを100円で仕入れて90円で販売するといったことと同じことだと考えます。料金で上限に蓋をすることは、今後もインフレ加速をしていくことを想定し、上限設定をしなければ温泉経営が後手になると考えます。私は、現在の経営情勢に鑑みた料金設定の上限を設定し、実際の料金は温泉の経営陣に委ねることが望ましいと考えます。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから修正案に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今、修正案それからご説明をいただきました。2点お伺いをしたいと思います。1点は、修正案にあります600円と300円でございます。町側の資料によりますと、30%で積算しますと585円、それから286円になるのですが、これを600円、それから300円にしている根拠をお教えいただきたいと思います。それともう1点今回この議案は、森林公園びふかアイランド条例の改正ですけれども、その条例の1条に目的、それから3条に林業保養センターの事業内容について記載がございますが、これをご確認いただいているかどうか。それについてご意見があればと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） まず、ご質問にございました設定料金600円と300円についてお答えいたします。こちらについては、先ほども申し上げておりますが、この条例改正は、あくまでびふか温泉の値上げを進めるものではなく、あくまで上限を設定するということであるという理由でありまして、さらに今後物価上昇が想定されるという2点に基づいて上限を設定しているものであるということ、ご理解いただけますでしょうか。もう1点ですね。今おっしゃられた保養施設の関係という質問でよろしいかと思うのですが、こちらの料金ですけれども、こちらも同様にあくまで上限の設定ということでありまして、その保養に関する方、例えば町民の方の利用料だとか、高齢者の方々の利用料だとか、そういったことを値上げしたりすること自体を否定するものではございません。あくまで上限の設定という観点から、その料金設定は運営する温泉に任せるべきだという考えに基づいての修正案でございます。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君に申し上げますけれども、望月議員から林業保養セ

センターの設置の目的と利用の中身についての条文を理解されていますかという質問ですが、その点について。

○5番（蠣崎一生君） 失礼しました。条文の理解をされているかという質問でございます。失礼いたしました。条例については、一読させていただいております。森林の振動病だとか、そういった方の保養施設であったりするという理由を承知しているつもりでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 1点だけ。ちょっと細かいのですが、先ほど上限を600円と300円の関係。上限を定めているからですということで、ご答弁いただいたのですが、他の施設についても上限を設定しているということで、10円単位でまとめているところもあるかなと思います。これを100円単位にしているところはいかかな根拠でしょうか。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） あくまで私は、温泉サイドが料金設定を最終的に決定するべきだと思っております。言い換えるならば10円なり20円、30円を決めるのは温泉側でありますことから、あくまでこちらは上限を設定する条例だということを鑑みて設定したものでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 私からも蠣崎議員にちょっと考え方をお聞きしたいと思います。先ほど、蠣崎議員も入館料を500円としたという理由について答弁をいただいたところですが、それに関しての考え方をちょっとお伺いしたいと。それを聞いた上での考え方をお伺いしたいと。今回は一応30%というものを基準にして上限の引き上げ設定をした中で、入館料に関しては10%ちょっと。500円と250円ということで抑えたわけですが。これに関しては、先ほど主幹が申し上げたとおり町民が利用している施設、多くの施設、そして公共浴場的な役割もあるということ。それを今も話が出ていましたけれども、これは林業保養センター、町民の保養センターとして整備してきた。そういう経過がある中で、30%ではなくて、あえて低く抑制した中で500円という設定をしているわけですね。これは上限を下げた形でやっております。これは色々住民利用の考慮をしてこの中でやって500円という形を設定していく。これは500円が上限になってしまいますけれども。そういう配慮がある中で、やってきていると。そしてこのびふかアイランドに関しましては、これまでも色々経営支援、町費で行ってきているということでいきますと、そういう性格のものであるということで色々支援をしてきた経緯がございます。

そうなると思われれば多くの町民も間接的には支援をこれまでしてきているという風なことも言えると思いますけれども、そのような形で利用者に配慮した中で、あえて上限を下げた500円としている、このことに関しての蠣崎議員の考え方、先ほど聞いたことに対する見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 藤原議員の質問にお答えします。先にもお話しておりますが、こちらはあくまで上限の改正をするという改正案であり、実際の料金はあくまで美深町に委ねるべきだという修正案でございます。なので、例えば特定の日には町民に無料でご利用いただくような町民割引を実施するだとか、今までもございます高齢者の方に150円等々の金額を設定してご利用いただく。こういったものを否定するわけではございません。今後の物価上昇に応じた上限の設定というものでありますから、このような提案をさせていただいたということでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 上限設定であるから、逆にこれは千円でもいいわけですよ。ただそこをあえて30%の上限をさらに抑えて500円としているということを今は町が提案しているわけですが、それは30%だからもう少し上げろという600円までしたらどうだという上限設定ではあるというけれども、500円に上限を抑えているということに対しての見解は30%上げたら500円ではないのだから、今言った物価上昇等があったらそれは足りないのもっと上げたらいかかでしょうかという意見だと思うのですが、あえて町民の利用に考慮して500円にしているということに対しての蠣崎議員のそれに対する考え方というものを聞きたかったのですよね。反論にはなると思うのですが、上限だからその範囲の中でやるという中の範囲を下げて、ここは提案をされているわけですから。それに対してはどう思われるかということをお伺いしたかったのです。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 条例にて500円に抑えるという提案を執行部の方から提案されているものがあると思うのですが、そちらについての考えがどうかということの質問でよろしかったですか。こちらは行政が提案したものであるからの私の修正案のこれまでの説明だったかと思うのですが、すみません、お願いします。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 私の方は、あえて上限を下げた中での提案をしているわけですよ。それには先ほどいったような保養センターとしての役割だとか住民の利用に配慮したあるいは公衆浴場的な部分があるということの説明があったのですが、その説明を

聞いてもやはり30%という1つの基準の中で上げるべきだということの主張だと思うのですけれども、あえて抑えているということに対してのその蠣崎議員のそのことに対してどう思われるかということをちょっと聞きたかったのですけれども。どう思っておられるか。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 藤原議員の質問にお答えします。この回答は今回の条例案に対する説明とはまたちょっと別なものだと思うのですけれども、恐らくこの条例自体は、利用料が急激に運営側の判断で上がってしまわないように整備するための条例だという認識しております。すみません。極端にですね。赤字補填だとかそういったものの経営判断だけのために上げてしまわないように上限を設けた条例だと認識しております。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。討論は次のように行います。まず原案賛成者、次に原案反対者、修正案の反対者、元に戻って原案賛成者、修正案の賛成者の順で行います。それではまず原案賛成者の討論を行います。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 長側から提出された近隣市町村入館料一覧を参照すると36カ所市町村の内400円台が6カ所、300円台が1カ所で他は一部を除き今定例会で提案された金額と同様に500円台が多数を占めております。条例改正の部分は物価高騰分及び人件費の上昇分30%で450円から数式で言えば585円になりますが、福祉の部分と公衆浴場料金改定も視野に入れた入館料の提案でほんとプラザ入浴料との整合性を図るための改定金額と理解したところです。宿泊施設をはじめ関連施設においても同様に1カ所を除き従来の価格帯の30%増の大幅な改定です。近郊の同様な施設、上川北部等の宿泊料を見ると当町と同様、中川町ではありますが5,850円から6,650円。当町の6,250円と概ね横並びの状況です。今提案の料金の引き上げはあくまでも上限の設定であり、引き上げ根拠も理解できます。繁忙期も7月、8月の2カ月間と最小の期間で上げ幅も少なく冬季に至っては別途暖房料の設定を行っていないなど、利用される方に意を配した取り組みも感じられます。然るに入浴及び宿泊施設にかかる利用増を図るには、温泉の泉質、食事、従業員の接客などが重要な要素になります。安易な価格改定に頼ることなく経営改善に向けた数々の指摘をしっかりと咀嚼され、これを機により従来にも勝る一層の営業改善を望むもので、可能な限りの企業努力で、低料金で利用できるような設定と差別化による充実した食事の提供等を行い、持続的で町民限定の特典なども考慮された健全な営業を維持継続するため、やむを得ない感はありますが、苦渋の判断でびふかアイランド料

金改定の提案に対し賛成の討論といたします。議員各位のご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 次に、原案反対者の討論を行います。

9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） それでは、私、和田の反対討論を行います。びふか温泉を含むアイランドの運営について、町民から望まれているのは運営赤字の解消、サービス面での質の向上と全般的な施設運営の改善であると認識しており、そのためには何よりも良質な従業員の確保による安定したサービスを提供できる体制強化が優先課題と考えております。新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和後、各地において宿泊飲食業におけるサービス人材の不足が課題となっており、当該施設運営においても退職者の補充ができず従業員不足が常態化し、町民からの改善要望にも応えることが困難な状況となっております。私は、そのことを重く受け止め、今回の条例改正による施設利用料金の引き上げに関して、その部分に関しては賛成するところでございますが、引き上げ基本率30%の内訳にある人件費の上昇分11%の部分に関して異議を表すものです。人件費上昇分の11%算出には、北海道の最低賃金を基準としておりますが、現在施設のパート従業員の時給を調査いたしますと、平均して時給千円を超えており、常に最低賃金を上回るものとなっております。募集中の要項でも時給960円から千円を提示しているそうですが、一向に応募がないということでございました。また近隣では名寄市の民間宿泊施設でパート募集に920円から1,200円が提示されており、人材獲得のために待遇面での競走は、今後、益々厳しくなることが予想されます。さらにハイシーズンとオフシーズンを有する季節稼働にあっては、必要な従業員数が流動的で、短期雇用や派遣アルバイトに頼らざるを得ないことから、繁忙期には経費がかさみ、収益を圧迫しているのも現状です。これを解消するためにも、より効果的な料金改定が必要であると考えます。よって本件の条例改正案における人件費増加分の11%算出には、北海道の最低賃金を基準にするべきではなく、実態に見合った賃金の上昇を加味するべきとの考えから原案について反対とさせていただきます。以上、私、和田の反対討論とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 次に、修正案の反対者の討論を行います。

4 番 名取君。

○4 番（名取明美君） 修正案に反対いたします。長引く物価高騰に加えて公衆浴場としてのびふか温泉の入館料を増やすことは、町民にとって負担が大きすぎます。そのため、現行の案で運営を行っていただき、経過をみて今後の動向を決めていただきたくべく思います。従って、修正案に反対いたします。

○議長（南 和博君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは、私は原案に対する賛成討論を申し上げます。この議案、今もありましたとおり論点が2つあると思います。1つの論点は議員からありました修正案であります。585円とされた入館料を500円に低く設定していることだと思います。これについては、先ほども申し上げましたけれども、条例の原点である第1条なり第3条の文章に立ち返る必要もあるかと思えます。民間営利施設とは異なる公共的な目的を持っておりまして、500円の設定というのは条例に明記されている保健保養及び住民福祉の向上に資するという役割を確保・継続する上での政策判断、町長が有する権限によるものであると思います。町民に引き続きもっと有効に利用していただきたいと、必要もあるためだと思います。高齢者も令和4年度実績で5,300人を超える利用がございます。物価高騰、年金、賃金は実質マイナスという状況で、これは妥当でないかと思っておりますし、それ以上難しく考える必要はないのかなと思っております。従って、入館料500円に設定した原案に賛成いたします。もう1つでございます。今、反対討論もございましたけれども、改定率も是非に尽きると思えます。今回はまず大前提として現在の情勢に対して適切な運営を継続するには避けて通れないものでありますし、増額が必要なのと時期も切迫しているということは、まずもって反対者も含めた議員全員の大前提として抑えたいと思います。その上で、私は長側提案の改定率が妥当でないかという考えに至っております。最初、思いましたのは表にある利用料金を施設ごとに全て物件費と人件費に分解して、それに19%、11%を掛け合わせて算出することはどうかと思ったのですが、元々の費用が安いからなのか、それでは増額が低くなり経営が改善するといって、難局を乗り越えられるものではないかと思いました。それで2つの客観的指標であります、ものを足した30%算定もやむを得ないのかといいますか、これ以上妥当なことはないのかなと考えに至ったものです。もしかするとローカルなびふか温泉特有の比率があったのかもしれませんが、議員間でその議論はなかったと思います。11人でもっと議論すれば別の率があったかもしれませんが、私は原案が妥当であり、かつ先ほども申し上げましたとおり大前提であります施設が置かれている状況と時期の切迫を考え原案賛成にまわるものでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 次に、修正案の賛成者の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論なしと認め、これから採決を行います。この採決は起立により行います。はじめに修正案に賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長（南 和博君） 起立少数です。従って、修正案は否決されました。これから原案について採決を行います。原案賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（南 和博君） 起立多数です。従って、議案第29号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第31号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第4号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第31号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。これから議案第31号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 一般会計の補正予算の中の12ページになります。第8、第5、第1項になると思います。住宅管理費の委託料の中の250万円についてちょっとお伺いさせていただきます。住宅維持管理作業委託料として公営住宅の退去件数が多いということと、あと経年劣化による今回の管理作業の委託に充てたという説明だったと思いますが、今後、同じように公営住宅の経年劣化がどんどん進んでいった中で、こういう修繕費、今後出てくるのかなという風な懸念がある中で、対策としてどのようなことを今の時点で考えているかをお伺いさせてください。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 今回の住宅維持管理作業委託料につきましては、町内の公住並びに独身寮などの維持補修作業を環境整備協同組合の方に委託をしております。この中で、令和5年度の契約額が492万1,400円となっておりまして、6月末現在におきまして既に8割程度の予算を執行しているような状況でございます。要因といたしましては、昨年度後半から本年度にかけて、居住年数が10年以上経過されている方の退去が相当増えておりまして、これらの部分の個人で壊したりだとか、汚れたりした部分というのは当然、個人負担で修繕等をしてもらうのですけれども、例えば壁紙とかの日焼けですとか、床の痛みですとか、そういった経年劣化の部分につきましては、この部分については町の負担の方で修繕をしてきております。この額が去年の退去のかかる修繕費ともうほぼ同額程度になってきておりまして、この部分が主に増えてきた要因でございます。今後、そういった修繕の対策については、定期的に職員がお宅にお邪魔したりして、その汚れですとか、住宅内の痛みを確認するという作業も今後必要になってくるかなと思

いますし、また国の予算、交付金の事業でそういった部分で修繕とそういった改修とか、そういったメニューを今後ちょっと検討していかないとならないかなとそういう風に考えております。以上です。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） わかりました。ちょっと10年以上の退去が増えているということだったのですけれども、実際にどれくらいの退去になるかとかって実質押さえていたりとかしますか。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 令和5年度のその10年以上居住された方で、退去されている件数というのが、現在8戸おります。去年の年度末でも5件ほどありますので、そういった部分でいきますと今後も増えてくる可能性があるのかなという風に考えております。以上です。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 歳入のページ数8ページ。保健体育補助費、同じく12ページの歳出、町民体育館アスベスト調査業務委託費、委託料について関連してお伺いを致します。6月の定例会の際に、質問をいたしました。体育館耐震診断調査。この結果に基づいて次年度の計画を立てるといふ風に記憶をしておりますが、新たな進展になった経緯と、この補助金の国の事業どれに該当したのかお伺いをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 今、荒川議員の方からご質問がありました。歳入の方の社会資本整備総合交付金276万1千円。これが歳出、6月の体育館の耐震診断にかかる委託料1千万円に対する国庫補助金ということで財源の充当の予算計上をさせていただいております。経過としまして、6月の議会の時に確かに国の補助金などを活用できないか、私の方から本耐震診断業務の完了後診断結果をもって改修工事の内容を決めて、その工事手法に合わせて該当になる国庫補助金の活用メニューを検討する旨の答弁を申し上げているかと記憶しております。補正予算の可決をいただきました後、7月に入りまして、実は来年度以降の本体工事の補助メニューの相談のために総合振興局建設指導課に赴きまして、国庫補助メニューの相談、活用についての協議を行いました。協議の中で、原則、国庫補助につきましては、前年度になりますので、本件に関しては令和4年度に要望調査は取りまとめ終わっていますと。ただ今後のスケジュールですね。美深町こういう形で予定している。令和5年度に調査を行って実施設計、工事に向かっていきたいというようなお話の中と、説明をちょっと丁寧にさせていただきまして、そうであればということで振

興局から道庁経由で国交省に本予算の状況についての問い合わせをしていただきました。その中で、本来であれば枠外の交付金対象外ということだったのですが、国全体の予算枠に余裕があって組み込めるということで、本年度の事業として採択をしていただきまして、こちらで建設水道課の方から総合振興局経由で8月に交付申請を行って、実はもう間もなく正式な交付決定がいただけるということでございましたので、本予算を活用して住宅建築物耐震改修事業を行うというような経過がございまして、本来であれば当初から6月から合わせて行うということもご指摘あるかと思うのですが、6月の補正予算、政策予算というパッケージでちょっとやっていた事業でありまして、計上が遅れたことについてはお詫びをしたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） もう1点、歳入と歳出の関係、これ何か兼ね合いはあるのでしょうか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） アスベストの関係も実はこの協議、振興局に行った時に実は工事の説明をする中で、天井、アリーナですね。特に天井部分が大きな部分でアスベストを使用しているということを協議しました結果、アスベストの調査についても今後予定する工事費についても、本メニューですね。国庫補助、住宅建築物安全ストック形成事業の中で対象となるというご回答をいただきまして、そうであれば早急に調査を行って今後の実施設計なりの部分で活用していけるということが、ちょっと回答いただきまして、こちらも歳出で100万、今後こちら本議会で採択をいただきますと早急に国庫補助の歳入の手続きも進めまして、予定ではちょっと要綱の中では調査費1件25万という調査に対しての補助をいただけるということがあります。また建築工事、今後ちょっと耐震の結果によってどういう工事になるかは、明確な回答はちょっとできないのですが、アスベストの除去に関しては3分の1、工事費の国庫補助を使えるということも確認しておりますので、そういった流れで繋げていければという風に考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

4番 名取君。

○4番（名取明美君） 10ページ、区分20 貸付金のところですが、保健師等養成就学資金のその貸付金のところなのですが、126万円となっております。こちらの方の内訳を教えてくださいませんか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 126万円の内訳ですが、今現在就学資金の貸

し付けを受けている方が2名いらっしゃいます。1名が看護師、1名が介護福祉士でございます。この方が今後、先ほど議決いただきました就学資金の上限額の改正に議決いただきましたので、今後早急に施行の手続きを進めまして10月から適用できると想定して、残り半年分希望調査、今借りているご本人に希望調査しまして上限一杯まで利用したいというご希望があると。想定しての補正予算でございます、看護師の場合5万円の増ということで、5万円の6ヵ月分、30万円。それと介護福祉師につきましては、6万円の増ということで、6万円の6ヵ月分36万、それと就業一時金、こちら1名見込みまして60万円。合わせて126万円を設定させていただいたところでございます。

○4番（名取明美君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） 同じく10ページなのですけれども、林業振興費の旅費の部分で今回林野庁主体の森林脱炭素チャレンジですか。そちらの方で授賞式、表彰式があるようなのですけれども、この優秀賞という風に説明を受けました。優秀賞が一番上の賞なのですかね。教えてください。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 一番上の賞という質問でよろしいですか。この賞自体、脱炭素の今のお話なのですが、一番優秀な賞というのは、グランプリという賞があります。続いて優秀賞、我が町が受賞することに至った賞になります。最優秀賞というのですかね。ということのご質問であれば農林水産大臣賞のグランプリというものが1件あるというような状況です。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） 惜しくもグランプリにはなれなかったということなのですけれども、優秀賞を本当に私も嬉しいなと思えました。多分なのですけれども、仁宇布の学校の取り組みですとか、スバルとの森林保全ですとか、そういったものが評価されたのかなと思っております。こういったことをまた町のPRに活かせるかなと思うのですけれども、是非ともJクレジットとかでもすぐく他の企業とかにも注目されるような気はするのですけれども、ちなみにそのグランプリを取られたところの取り組みというのは、こういったものだったのでしょうか。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） グランプリをとったところは、熊本県の会社の方です。共同で産業を行っているところで、具体的に地元不動産企業と熊本県小国町とい

うところでクレジットの販売仲介業者との間でJクレジットを活用した森林整備の推進に向けた協定を締結して事業を行っているということが評価されているということです。協定の元、クレジットの売却を利用して豪雨被害を受けた森林作業道の復旧を行ったり、森林に関わる取り組みを行って、間伐材だとかノベルティ商品を提供しているというところから評価されてグランプリに至ったというような形になっていますので。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） 熊本県の何町ですか。

○議長（南 和博君） 小国町。小さい国。

○9番（和田 健君） 小国町ですね。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第31号について採決します。議案第31号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第4号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第31号は可決されました。

◎日程第13 議案第32号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第32号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第32号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第32号について採決します。議案第32号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第32号は可決されました。

◎日程第14 議案第33号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正

予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第33号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第33号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第33号について採決します。議案第33号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第33号は可決されました。

◎日程第15 同意第17号 監査委員の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 同意第17号 監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第17号 監査委員の選任について提案説明をいたします。現在、代表監査委員としてご活躍いただいております水本 守氏が、この9月30日をもって任期満了を迎えるわけではありますが、引き続き監査委員として選任いたしたく提案をするものでございます。水本氏は、昭和28年7月30日美深町生まれで、現在満70歳です。平成27年から2期8年間、本町の代表監査委員をお勤めいただき、常に公正な姿勢で職務に精励されているところであります。今日の地方公共団体を取り巻く厳しい行財政環境の中であって、企業経営者としての経営感覚と多年にわたる監査委員の経験を活かされて一層ご活躍いただけるものとご期待しているところでございます。引き続き本町の監査委員として選任いたしたくご提案いたしますので、満場のご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 本件について、質疑があれば発言願います。質疑がなければ質疑を終了します。討論は、省略しこれから同意第17号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、同意第17号は同意することに決定しました。

◎日程第16 同意第18号 教育委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第16 同意第18号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第18号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。現在、教育委員としてご活躍いただいております坂井弘明氏は、9月30日をもって2期8年の任期が満了となることから、引き続き本町の教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。坂井氏は、昭和43年1月2日美深町生まれで、現在55歳であります。現在、株式会社坂井モータースの代表取締役社長として会社を経営されております。坂井氏におかれましては、この間教育委員として教育行政に熱心に取り組んでいただいております。本町の教育課題に対し、保護者の立場からも貴重なご意見をいただき、責務を果たされてきております。今後におきましても、これまでの豊富な経験を活かして本町教育行政の推進に一層ご活躍いただけるものとご期待しているところであります。引き続き本町の教育委員として任命いたしたくご提案いたしますので、満場のご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 本件について質疑があれば発言願います。なければ質疑を終了します。討論は省略しこれから同意第18号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、同意第18号は同意することに決定しました。

◎日程第17 意見書案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める
意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第17 意見書案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、和田議員、賛成者は、田中、荒川、名取、中瀬、蠣崎各議員です。この際、提出者の和田議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） それでは意見書案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続

を求める意見書の提出について、ご説明をさせていただきます。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出する。提出者は、私、和田。賛成者は、田中、荒川、名取、中瀬、蠣崎各議員でございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣です。では、意見書に関する説明は、本文の朗読をもって代えさせていただきます。軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書案。軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により道路特定財源から一般財源化され、これに伴い道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油に設けられている免税制度が令和3年3月末で廃止される予定となっておりましたが、索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和6年3月末での適用期限を迎えます。索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなればスキー人口の減少などから現在でさえ、大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。美深町内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。よって、国においては索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上で、意見書案第3号の説明を終わらせていただきます。議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第3号について採決します。意見書案第3号の提出について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第3号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第18 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第18 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、小口議員、賛成者は、名取、藤原、田中、望月、木下各議員です。この際、提出者の小口議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出する。提出者は、私小口、賛成者は、名取、藤原、田中、望月、木下の各議員です。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。意見書案は次のページの18ページの朗読をもって代えさせていただきます。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。北海道は豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに、我が国の食料供給を担うとともに特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。よって国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。記 1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5

か年加速化対策期間終了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。3、高規格道路の未整備区間の解消及び暫定2車線区間の4車線化や直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期もおける安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。7、学校、体育館、集会場など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど地方負担の軽減を図ること。8、災害に強い堤防の整備に関する交付金制度拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など「流域治水」の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。議員各位のご賛同よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論を終了します。これから意見書案第4号について採決します。意見書案第4号の提出について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第19 意見書案第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第19 意見書案第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、名取議員。賛成者は、小口、

藤原、田中、望月、木下各議員です。この際、提出者の名取議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

4番 名取君。

○4番（名取明美君） 意見書案第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出する。提出者、名取。賛成者、小口、藤原、田中、望月、木下議員です。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣。意見書の朗読をいたします。今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。2、新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう十分な財政措置や、より速やかな情報提供などを行うこと。3、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特にこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。4、デジタル化における自治体業務システムの標準化について、十分な財源を保証すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら必要な経費を国の責任において確保すること。5、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の

正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。6、「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として、2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。7、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。8、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。10、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行いなど、より抜本的な改善を行うこと。11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により提出します。以上です。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第5号について採決します。意見書案第5号の提出について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第5号は原案のとおり可決し意見書を提出することに決定しました。

◎日程第20 意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」
を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する
高校教育を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第20 意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める

意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、田中議員。賛成者は和田、荒川、名取、中瀬、蠣崎各議員です。この際、提出者の田中議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 意見書案第6号 意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。提出者は、私、田中。賛成者は、和田、荒川、名取、中瀬、蠣崎各議員であります。提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長です。文面朗読をもって説明とさせていただきます。意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案。道教委は、2018年3月に策定の「これからの高校づくりに関する指針」に基づき、毎年度中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきました。これにより道内では、公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が増加しています。2023年3月に策定した、「これからの高校づくりに関する指針改定版」では、学校規模を「1学年4から8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、「今後も重要な観点の1つ」であるとして基本的な考え方を踏襲していることから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。「配置計画」によって地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地方の活力を削ぐこととなっています。多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供など財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管するなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされています。しかし本来、こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特徴ある取り組みにより新入学生が増加してもすでに計画された募集停止が撤回されないなど、地域の声が反映されない状況にあり、このままでは「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など、地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。その

ためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。以上、趣旨に基づき、次の事項について意見します。1、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し、地域の高校を存続させること。2、すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存続しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。以上、地方自治法第99条の規定により提出します。各議員のご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論を終了します。これから意見書案第6号について採決します。意見書案第6号の提出について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第6号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程21 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第21 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定によってお手元に配布のとおり議員派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、原案のとおり決定しました。

◎日程第22 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第22 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び議会運営委員会からお手元に配布の調査項目につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出のとおり承認したいと思います。

そのように決定してご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。これで、本定例会に付議されました案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和5年第3回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 和 田 健

署名議員 木 下 広 悠